令和2年

第1回柳泉園組合議会定例会会議録

令和2年2月19日開会

柳泉園組合議会

令和2年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○関係者の出席	2
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	3
・会議録署名議員の指名	5
・諸般の報告	5
・施政方針 ······	6
· 行政報告 ······	6
· 一般質問 ······	3 3
・議案第1号(上程、説明、質疑、討論、採決)	3 8
·議案第2号(上程、説明、質疑、討論、採決)	4 0
·議案第3号(上程、説明、質疑、討論、採決) ····································	4 0
·議案第 4 号(上程、説明、質疑、討論、採決) ····································	4 2
・議案第5号(上程、説明、質疑、討論、採決)	5 1
・議案第6号(上程、説明、質疑、討論、採決)	5 1
・議案第7号(上程、説明、質疑、討論、採決)	5 1
·議案第8号(上程、説明、質疑、討論、採決) ····································	5 5
・議案第9号(上程、説明、質疑、討論、採決)	5 6
・議案第10号(上程、説明、質疑、討論、採決)	5 6
・議案第11号(上程、説明、質疑、討論、採決)	6 7
・議案第12号(上程、説明、質疑、討論、採決)	6 8
・議案第13号(上程、説明、質疑、討論、採決)	6 8
○閉 会	9 3

令和2年第1回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和2年2月19日 開会

議事日程

- 1. 会期の決定
- 2. 会議録署名議員の指名
- 3. 諸般の報告
- 4. 施政方針
- 5. 行政報告
- 6. 一般質問
- 7. 議案第1号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 8. 議案第2号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 9. 議案第3号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 10. 議案第4号 柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例
- 11. 議案第5号 柳泉園組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改 正する条例
- 12. 議案第6号 柳泉園組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する 条例
- 13. 議案第7号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 14. 議案第8号 柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 15. 議案第9号 柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- 16. 議案第10号 柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例
- 17. 議案第11号 令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計補正予算(第3号)
- 18. 議案第12号 令和2年度柳泉園組合経費の負担金について
- 19. 議案第13号 令和2年度柳泉園組合一般会計予算

1 出席議員

 1番 野 島 武 夫
 2番 三 浦 猛

 3番 村 山 順次郎
 4番 後 藤 ゆう子

 5番 森 しいち
 6番 稲 垣 裕 二

 7番 原 和 弘 8番 山 崎 美 和

 9番 清 水 ひろなが

2 関係者の出席

管 理 者 並木克巳 副管理者 渋 谷 金太郎 副管理者 丸 山 浩 一 助 役 鹿島宗男 会計管理者 渋 谷 千 春 東久留米市環境安全部長 下川尚孝 西東京市みどり環境部長 萱 野 洋

3 事務局・書記の出席

書記

書記

 総務課長
 横 山 雄 一

 施設管理課長
 山 田 邦 彦

 技術課長
 米 持 譲

 資源推進課長
 濱 野 和 也

 書記
 近 藤 修 一

午前10時00分 開会

川 原 龍太郎

田中佐知

○議長(三浦猛) ただいまより令和2年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。 議員は全員出席であります。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めております。 ここで、事務局より発言を求められておりますので、これを許可いたしたいと思います。 ○助役(鹿島宗男) 令和元年第4回定例会に提出いたしました平成30年度柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業決算資料内の大規模補修予定表を訂正させていただきます。今後、このようなことがないよう徹底してまいります。誠に申し訳ございませんでした。

なお、詳細については技術課長より説明をいたします。

○議長(三浦猛) ここで資料の配付をさせます。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

- ○議長(三浦猛) 休憩を閉じて再開いたします。
- ○技術課長(米持譲) ただいまお配りしました予定表の訂正箇所について御説明いたします。

1点目、排ガス処理設備の炉煙道(減温塔~バグフィルター)について、令和3年度実施から令和2年度実施への矢印を追加しております。

2点目、通風設備の押込み用蒸気式空気予熱器の令和2年度実施の二重丸を追加しております。

3点目、灰処理設備の灰押出機の令和7年度実施分のもう一方から令和2年度実施への 矢印を追加しております。

最後に、同じく灰処理設備のボイラ下ダストコンベヤNo.1 及びNo.2 の令和8 年度 実施の丸を二重丸に変更しております。

訂正箇所については以上でございます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○議長(三浦猛) 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、2月12日、代表者会議が開催されておりますので、東久留 米市の代表委員、村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番(村山順次郎) 去る2月12日、代表者会議が開催され、令和2年第1回柳泉園 組合議会定例会その他について協議しておりますので、御報告を申し上げます。

令和2年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月19日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、施政方針」と「日程第5、行政報告」を続けて行い、行政報告の終 了後に一括して質疑をお受けいたします。

次に、「日程第6、一般質問」をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第7、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例の専決処分について」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第8、議案第2号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」と「日程第9、議案第3号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」は関連がございますので、一括で上程し、採決いたします。

次に、「日程第10、議案第4号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例」を上程 し、採決いたします。

次に、「日程第11、議案第5号、柳泉園組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」と「日程第12、議案第6号、柳泉園組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」と「日程第13、議案第7号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括で上程し、採決いたします。

次に、「日程第14、議案第8号、柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第15、議案第9号、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」と「日程第16、議案第10号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括で上程し、採決いたします。

次に、「日程第17、議案第11号、令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計補正予算(第3号)」を上程し、採決をいたします。

次に、「日程第18、議案第12号、令和2年度柳泉園組合経費の負担金について」と「日程第19、議案第13号、令和2年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括して上程し、採決いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(三浦猛) 報告は終わりました。

ただいまの代表委員報告に対し、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日 程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長(三浦猛) 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

4番、後藤ゆう子議員、5番、森しんいち議員、以上のお二方にお願いいたします。

○議長(三浦猛) 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでご ざいます。よろしくお願いいたします。

○議長(三浦猛) 次に、ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者(並木克巳) 本日、令和2年柳泉園組合議会第1回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

各市とも第1回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、令和2年度における主な課題とその対応及び事業運営に 対する基本的な考え方について申し上げさせていただき、行政報告では、令和元年11月 から令和2年1月までの主な事務事業について御報告させていただきます。

また、御案内のとおり、専決処分、各条例の一部改正、補正予算及び令和2年度当初予 算案など13件の議案を御提案させていただいております。御審議を賜りますよう、よろ しくお願い申し上げます。 以上、簡単ではございますが、第1回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせてい ただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(三浦猛) 「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行います。なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。 ○管理者(並木克巳) 令和2年第1回柳泉園組合議会定例会にあたり、令和2年度における柳泉園組合の主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方を申し上げ、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げるものです。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。

廃棄物行政をめぐる状況は、国際社会の共通目標である持続可能な開発目標(SDGs)やパリ協定の採択により、大きな転換期を迎えております。

国においては、第5次環境基本計画では、環境・経済・社会の統合的向上の具体化により、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていき、地域循環共生圏の創造に取り組んでいくことを宣言しております。それを受け、令和2年度の環境省重点施策として、地域循環共生圏の創造に向けて、環境の課題のみならず、経済・社会的課題も同時解決し、持続可能な社会の実現に向け、さらなる実践を進め、環境と成長の好循環を実現する幅広い政策に取り組むとしております。

そこで、海洋プラスチックごみ問題への対応として、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」「プラスチック資源循環戦略」「海岸漂着物処理推進基本方針」等を踏まえ、プラスチックごみの回収、適正処理の徹底や3R、代替素材のイノベーション等により、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指すための様々な政策を掲げております。また、気候変動対策の推進として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、脱炭素社会の早期実現を目指し、ビジネス主導のイノベーションを通じた環境と成長の好循環を実現するための取組を掲げております。

東京都においても、2050年に CO_2 実質ゼロ、海洋プラスチックゼロの持続可能なプラスチック利用を目指す「プラスチック削減プログラム」を策定し、2030年目標に廃プラスチック焼却量の40%削減を掲げ、その達成に向けた施策として、使い捨てプラスチックに依存しない新たなビジネスモデルの促進、プラスチック製容器包装の分別収集拡大の促進、ペットボトルのボトルtoボトルの推進、焼却・熱回収からの転換等の取組

を掲げ、2050年に使い捨てプラスチックの廃絶、プラスチックを持続可能な価値ある 素材に転換及び海洋へのプラスチック流出ゼロを目指しております。

また、「ゼロミッション東京(※後に発言の訂正あり。)戦略」では、2050年にC O_2 排出実質ゼロを掲げ、重点的に取り組む分野として、「再生可能エネルギーの基幹エネルギー化」「水素エネルギーの普及拡大」「3Rの推進」「食品ロス対策」など6分野 14政策に体系化し、ゼロミッション東京(※後に発言の訂正あり。)の実現を目指しております。

関係市においては、家庭系ごみの有料化、戸別収集の促進、容器包装プラスチックの分別収集及び小型家電の回収などにより、ごみの減量化や資源化などを推進し、廃棄物の発生抑制に取り組んでおります。

このような状況において、当組合においても中間処理施設の立場から、資源循環型社会構築に寄与するため、資源化への情報発信、情報提供を推進し、さらなる資源化を図ってまいります。また、地球温暖化対策の推進として引き続き節電をするとともに、効率的な発電を行うなど、維持管理を工夫し経費の節減を図りながら、日々排出される廃棄物の衛生的で安全、安定した処理を第一に考え、環境に配慮した施設運営に努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金の抑制について申し上げます。

関係市の財政事情は依然として厳しい状況の中、引き続き歳出経費の削減と負担金以外の歳入確保に努めることが必要であります。

歳出においては、決算不用額が多くなることがないよう、各種経費について精査し、必要最小限の支出に抑えてまいります。また、歳入について、負担金以外の自主財源は、社会経済などの影響による増減はありますが、負担金総額が増額することがないよう、歳入の確保に努めてまいります。

次に、人事管理について申し上げます。

新規職員の採用について、将来において安定した組織を維持するため、職員の年齢構成を考慮した採用を引き続き行ってまいります。また、再任用職員等を活用し対応するとともに、適正な人員については、職員の定員及び組織に関する検討委員会報告書を引き続き精査した上で、計画を策定してまいります。

なお、関係市との人事交流につきましては、当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であるという認識から、令和2年度から再開い

たします。

次に、令和2年度予算編成について申し上げます。

予算編成にあたりましては、依然として関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、 歳入の使用料及び手数料については、平成30年度の決算額及び令和元年度の決算見込み を基に精査した上で計上しております。また、歳出につきましては、工事費は増額してお りますが、各施設の維持管理に係る維持補修費、消耗品費、光熱水費及び委託業務などの 経費削減に努め、基本的に過去の決算額を基に精査した上で必要最小限の経費を計上して おります。

本年度の歳入歳出予算の総額は、厚生施設の各種工事や清柳園電気集塵機撤去工事などで増額となったことから、前年度に比べ7,791万9,000円、3.1%増の26億2,436万5,000円となります。なお、関係市の負担金総額につきましては、基金繰入金等の増加により、前年度に比べ5,785万円、4.5%減の12億2,344万2,000円となります。

次に、令和2年度の主要施策について申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。

本年度の人員体制については、職員30人、再任用職員5人と会計年度任用職員8人の43人体制といたします。

総務関係の主な事業につきましては、60周年記念誌作成について、当組合が設立60周年を迎えることから、40年史作成以降の出来事を写真や資料などを使い、分かりやすく掲載し、情報発信に努めてまいります。その作成委託経費として252万5,000円を計上しております。

次に、施設関係について申し上げます。

昨年10月の台風19号の影響で清柳園の電気集塵機が傾いたことから、危険を除去し、安全性の確保に努めるため、清柳園電気集塵機撤去工事として4,735万8,000円を計上しております。なお、環境整備基金4,700万円を充当し、一般財源は35万8,000円となります。また、老朽化した5号井戸の交換補修費用として1,385万8,000円を計上しております。

次に、クリーンポートについて申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して1,696トン、2.8%増の6万2,653トンを見込んでおります。

クリーンポートでの焼却量は、関係市の可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設などから発生する可燃物等の5,992トンを含めますと、前年度の当初計画量と比較して、1,725トン、2,6%増の6万8,645トンを見込んでおります。

焼却後に発生する残渣については、焼却残渣に含まれている金属類を資源物として回収し、金属類回収後の残渣8,924トンは、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内のエコセメント化施設へ搬送することにより、エコセメントとして再利用いたしますので、焼却残渣の埋立て計画はございません。

クリーンポートにおいては、運転、維持管理などの業務や大規模補修を含めました15年間の長期包括運営管理事業は4年目を迎え、施設は大きな問題もなく順調に稼動しております。本年度はその委託経費として10億4,848万2,000円を計上しております。また、電力需給計器用変成器が20年間の有効期限が切れるため、更新工事負担金として682万円を計上しております。

発電計画につきましては、本年度においても引き続き安定した施設稼動をすることにより、発電電力量の確保を図ってまいります。

放射能関係の測定につきましては、放射性物質汚染対処特措法の規定により、焼却残渣 及び排ガス中の放射性物質濃度の測定を毎月1回、敷地境界の空間線量の測定は毎週1回 義務づけられているため、本年度においても引き続き適正に測定を行ってまいります。こ れらの測定結果などの情報は、広報紙りゅうせんえんニュースや組合のホームページを活 用し、ダイオキシン類等の測定結果と併せ公表し、情報公開を推進してまいります。

次に、不燃・粗大ごみ処理施設について申し上げます。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、115トン、1.2%減の7,304トンを見込んでおります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破砕処理後に発生する軟質系プラスチック類4,947トンと可燃物1,025トンは、クリーンポートで焼却処理を行います。また、処理後に発生する硬質系プラスチック類840トンとリサイクルセンターから発生する雑物8トンについては、前年度に引き続き、ガス化溶融として再利用いたします。このことにより、本年度においても不燃物の埋立て計画はございません。

不燃・粗大ごみ処理施設は、安定した処理を図るため、経年劣化の著しい部品の交換を 含めました設備機器類の定期点検整備補修費として2,597万7,000円、破砕機用の電 動機補修費として447万7.000円をそれぞれ計上しております。

また、不燃・粗大ごみ処理施設の破砕機内で発生するスプレー缶等による爆発事故は、 数年発生しておりませんが、リチウムイオン電池が原因と思われる発火事故が起きており ますので、引き続き、ホームページや広報紙で市民の皆様へ周知してまいります。

関係市から搬入される水銀含有廃棄物の管理体制については、廃乾電池は保管用のドラム缶に蓋をした上でロックし、さらに封印をしております。また、廃蛍光管については保管するヤードに門扉を設置し、施錠をしております。本年度においても引き続き、適切な管理に努めてまいります。

次に、リサイクルセンターについて申し上げます。

資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して515トン、9.8%減の4,725トンを見込んでおり、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等した上で資源化いたします。さらに、資源化の難しい屑がラス28トンについても、建設資材等として加工し、再利用することにより、埋立て計画はございません。

リサイクルセンターは、稼動開始から26年が経過しており、安定した処理を図る上で、本年度においても前年度に引き続き、経年劣化の著しいびん系列コンベヤ関係の補修費として1,720万円、施設の定期点検整備補修費として918万3,000円をそれぞれ計上しております。

次に、し尿処理施設について申し上げます。

し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して56キロリットル、6.0%減の872キロリットルを見込んでおり、処理後の汚水については、15倍程度に希釈した上で公共下水道へ放流いたします。

次に、厚生施設について申し上げます。

室内プール施設の本年度の利用者数は、前年度の当初計画者数と比較して2,700人、3.7%減の7万200人を見込んでおります。また、浴場施設の利用者数は、前年度の当初計画者数と比較して4,100人、5.1%増の8万5,200人を見込んでおります。

本年度、環境整備基金を充当し、老朽化したテニスコート等を改修するため、テニスコート等改修工事8,896万5,000円を計上しております。なお、環境整備基金4,400万円及びスポーツ振興くじ助成金4,413万7,000円を充当し、一般財源は82万8,000円となります。また、指定管理者導入に向け、利用者の利便性を図るため、

予約管理システムを導入する経費として予約管理システム運用委託 8 8 0 万円及びシステム機器借上料 7 4 万8,0 0 0 円を計上、浴場施設の老朽化したロッカー等の備品を更新するため浴場施設備品購入 5 6 2 万4,0 0 0 円を計上しております。

厚生施設の運営につきましては、安全の確保等、衛生面に配慮した厳重な水質管理など 安全に十分注意し、市民の皆様に快適に施設を利用していただけるように努めるとともに、 利用者の増加対策を図ってまいります。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

清柳園については、昨年の台風19号の影響により電気集塵機が傾いたことを受け、対応について関係市と具体的な協議を行ってまいります。なお、自然災害や施設の安全性に十分配慮し、適宜、安全対策等を図ります。

不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画について、新たに策定する一般廃棄物処理基本計画 との整合性を取った形で、適切な施設の規模、処理方法、実施時期等及び諸課題の優先順 位を考慮し、関係市と協議してまいります。

組合組織の体系について、昨年1月に、職員の定員及び組織に関する検討委員会から報告書を受理し、組織体制の見直しの検討を行っております。そこで、適切な事務処理、適正な市民対応及び議会運営を確実に実行できる組織体制の再構築を図り、多様化する市民や議会の行政ニーズに対応し、さらなる信頼に応えられる組織として、効率的・効果的な体制確立に努めてまいります。

厚生施設の運営管理について、令和3年度の指定管理者制度導入に向け、令和2年度は 委員会の設置から指定管理者指定までの手続を着実に進めてまいります。

最後に、組合運営に当たっては、環境行政の一端を担う中間処理施設としての役割を適切に遂行するため、費用対効果を精査した各施設の効率的な運営はもちろん、適切な事務・事業の遂行、情報発信・情報提供を行い、効果的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、令和2年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、 柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願 い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。

○助役(鹿島宗男) それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和元年11月から令和2年1月までの3か月間の柳 泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。 初めに、1ページ、総務関係でございます。

1、庶務について、(1)事務の状況でございますが、周辺自治会の皆様に当組合の事務事業などを報告するために、毎年度、春と秋に開催しております定期協議会を、11月5日に東久留米市側の自治会と、翌6日に東村山市側の自治会と開催いたしました。

11月11日に関係市と構成する事務連絡協議会を、同月13日に管理者会議を開催し、 令和元年第4回定例会の議事日程(案)等について協議をいたしました。また、1月8日 から同月16日にかけて、令和2年度一般会計予算(案)について協議するために、持ち 回りで管理者会議及び事務連絡協議会を開催いたしました。

続きまして、2ページ、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでご ざいます。

次に、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。 次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。

次に、5、監査についてでございますが、両監査委員に、11月12日に例月出納検査 を実施していただきました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は工事契約と委託契約をそれぞれ1件ずつ 行っております。詳細につきましては、行政報告資料に記載してございます。御参照いた だきたいと思います。

続きまして、3ページ、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期における関係市のごみの総搬入量は表 4-1 に記載のとおり 1 万7, 6 0 3 トンでございます。これは昨年同期と比較いたしまして、8 5 トン、0.5 %の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは 4ページの表 4 - 2 のとおり 1 万5, 6 9 1 トンで、昨年同期と比較しまして、1 1 9 トン、0. 8 %の減少でございます。不燃ごみは表 4 - 3 のとおり 1, 7 0 8 トンで、昨年同期と比較しまして、1 1 トン、0. 6 %の増加となっております。粗大ごみは 5 ページの表 4 - 4 のとおり 2 0 4 トンで、昨年同期と比較しまして、2 3 トン、1 2. 7 %の増加となっております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、3ページの表 4 -1 から 5ページの表 4 -4 に記載のとおりでございます。

次に、表 4-5 でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。 続きまして、6 ページ、表 5-1 及び表 5-2 は、有害ごみの搬入状況を表にまとめた ものでございます。

続きまして、7ページ、表5-3につきましては、動物死体の搬入量でございます。

続きまして、8ページ、表 6 は、資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1, 3 1 7 トンで、昨年同期と比較しまして 2 3 トン、1. 7 %の減少となっております。

次に、9ページ、2、施設の稼動状況でございます。

まず、(1) 柳泉園クリーンポートの状況でございますが、10月から引き続き実施しておりました1号炉と共通設備に係る定期点検整備補修は11月に完了し、その後、順調に稼動しております。排ガス中のばい煙測定は、11月に1号炉と3号炉、12月に1号炉と2号炉、1月に2号炉と3号炉で実施しております。下水道放流水測定につきましては、毎月実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、12 ページの表12-1 から13 ページの表12-3 に記載してございます。

可燃ごみ内容物調査につきましては、11月に私車3台、12月に私車4台、1月に私車3台に対して実施しております。さらに、12月には可燃ごみ中の混入不燃物調査として関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対して実施しております。

なお、既に御連絡済みではございますが、1月31日にクリーンポート地下1階、灰押出しスペースにおいて、火災報知機が誤発報いたしました。原因といたしましては、感知器の接触不良と考えられ、報知機の復旧後は特に異常は見受けられませんでしたが、念のため感知器を交換いたしました。その後、誤発報等は発生しておりません。

続きまして、10ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万7,232トンでございます。昨年同期と比較しまして264トン、1.5%の減少となっております。

表8及び11ページの表9は、ばい煙とダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ排出基準に適合いたしております。

表10につきましては、水銀濃度分析計による測定結果を記載しております。今期の検出はございませんでした。

12ページ、表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても、排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページ、(2) 不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、11月には5月に発生いたしました火災により焼け焦げた排風機ダクトの修理を実施し、完了いたしました。12月には年4回実施しているバグフィルターの清掃を実施しております。1月にはごみ投入クレーンの補修を実施し、現在も引き続き実施しております。

次に、表13、粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃、粗大ごみの処理量は1.913トンで、昨年同期と比較しまして、34トン、1.9%の増加となっております。

続きまして、(3) リサイクルセンターでございます。今期は10月から引き続き実施しておりましたびん系列の補修を実施し、完了いたしました。その後、施設は順調に稼動しております。

次に、14ページ、表14、リサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,317トンで、昨年同期と比較しまして、23トン、1.7%の減少となっております。 続きまして、3、最終処分場についてでございます。焼却残渣は、引き続き、東京たま 広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出しており、 今期は2,153トンで、昨年同期と比較いたしまして、74トン、3.3%の減少となって

次に、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物や屑ガラスにつきましては、埋立処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。また、再利用の状況につきましては15ページ、表16に記載のとおりでございます。

おります。

続きまして、し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は193キロリットルで、昨年同期と比較しまして、27キロリットル、12.3%の減少となっております。表17-1から16ページ、表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、2、施設の稼動状況でございますが、今期は11月に沈砂槽、受入槽、前 貯留槽の清掃を実施し、1月には貯留槽の清掃を実施いたしました。その後、施設は順調 に稼動しております。

次に、表18、し尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ 排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページ、施設管理関係。1、厚生施設についてでございますが、各施

設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、まず野球場は、12月2日から改修工事に伴い休業しているため、利用回数は67.5%の減少、浴場施設は9月2日から11月30日まで改修工事を実施していたため、<math>20.9%の減少となっております。ほかの施設の利用状況につきましては、7-21-トは36.9%、室内プールは2.6%、トレーニング室は24.8%、それぞれ減少しております。会議室につきましては29.5%の増加となっております。詳細につきましては、17%-ジの表19-1から18%-ジの表19-3までに記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、表20に記載のとおりでございます。

次に、19ページ、(3)施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の 水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。

今回の水質測定結果につきましては、1月10日に測定いたしました露天風呂の残留塩素濃度が、1グラム中の基準値の0.4ミリグラムを下回り、0.3ミリグラムとなりました。同日の始業前に測定した際には基準値以上の値でしたが、実際に測定を行った際にはこのような結果となりました。このことを踏まえ、今後は0.7ミリグラムを下回るような場合などは、薬品を多めに注入し、適正値と判断できるまで濃度変化を観測するなどの措置を行い、基準値を下回ることがないよう設備管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、記載はございませんが、訴訟の状況について報告させていただきます。令和2年 1月22日に柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約に係る住民訴訟控訴事件 の第1回口頭弁論が予定されておりましたが、裁判長が病気欠席ということで、4月15 日午後1時30分からに期日が延期されております。

また、行政報告資料に添付いたしました「宮城県災害廃棄物の受入れについて」は、担当課長から説明をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

- ○総務課長(横山雄一) それでは、行政報告資料の3ページを御覧ください。
- 1、災害廃棄物について、被災自治体につきましては、宮城県の大崎市でございます。 大崎市の災害廃棄物推計量につきましては合計で1万2,200トン、そのうちの稲わら 4,000トンを今回、東京都内で広域処理いたします。
- 2、受入れ予定団体は、東京二十三区清掃一部事務組合及び多摩地域の10団体となります。

3、受入れ期間については、令和2年2月3日から12月31日までとなり、当組合は、第1回目として5月11日から22日までを予定しております。これ以降は再度調整することとなっております。

5、受入れ手数料は、キログラム当たり30円となり、多摩地域受入れ団体の統一料金となっております。

6、その他、東京たま広域資源循環組合への焼却灰の搬出量については、通常の焼却灰から除外することで東京都が調整しておりましたが、現在、除外することで合意いたしております。

次に、4ページ、5ページには、経過と今後の予定を記載しております。

主なところを説明させていただきます。

12月24日、宮城県から東京都に災害廃棄物処理の協力依頼がありました。

1月6日付で東京都から特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会に支援要請をして おります。その後、この3団体の会議において合意され、1月30日に宮城県、大崎市、 東京都、特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会の6団体で災害廃棄物処理協定が締 結されております。翌日の1月31日にプレス発表をしているところでございます。

当組合においては、2月4日の管理者会議において、災害廃棄物の受入れを意思決定したところでございます。

今後、3月中に周辺自治会臨時協議会を開催し、そこで説明し、御理解が得られれば、 受入れ手続を進める予定でございます。

当組合といたしましては、一日でも早く被災自治体の災害廃棄物がなくなるよう、協力 させていただくものでございます。

説明は以上です。

○議長(三浦猛) 以上で行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番(村山順次郎) それでは、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

最初に一つ、管理者にぜひお答えいただきたいなということでお聞きをしたいと思いま

す。基本的には毎年お聞きをしていることです。ある程度言うまでもないことをまた改めて申し上げたいと思うのですが、関係3市の一般廃棄物の中間処理施設として柳泉園組合が果たしている役割というのは非常に重要なものがあると私は認識をしておりますし、先ほどの施政方針の中でも管理者からその趣旨での文言があったかと思います。

私は常々申し上げているのですが、まず何より安全であること、これが全ての出発点であるうと思います。同時に、この安全が市民の皆さん、また周辺の皆さんによりよく理解される、安心であること、これもまた同時に大事だろうと思います。3つ目に申し上げたいのは、やはり安定的な処理、安定的な運転ということも、これは柳泉園組合の役割としてはとても大事なことであります。そして、なおもう1つということで言いますと、最少の経費で最大の効果をということになるかと思いますが、てきるだけ安価にと、過大な負担が関係3市に、ひいては市民にかからないようにということが必要なのかなと思っております。

質問は別々にしたいとは思うのですけれども、施政方針をお聞きいたしまして、昨年の施政方針と見比べてみますと、一番最後の諸課題のところが、例えば職員体制のことですとか、不燃・粗大ごみ処理施設のことですとか、今年度の途中で新たに強調された問題ではありますが清柳園の問題ですとか、文言上は、ここのところの大きな進捗が見られない。内部の検討が進んで、来年度はこういうふうに進めていくのかなと理解するような形での進捗が私には感じられないという状況がございます。一つ一つは関連をしておりますし、先ほど述べました柳泉園組合の役割という点から考えますと、一つ一つ具体化していく、考え方、やり方を示していくということが求められると思うのですが、総括的、全般的な質問になりますけれども、安全・安心、その点から柳泉園組合が果たしている役割、この点から管理者の御認識を改めてお聞きをしたいと思います。

職員体制のところで、これも昨年の第1回定例会のところで議論をして、報告書が出されていて、柳泉園組合の職員体制はどういうものが必要なのかと、真剣な検討が必要だということを求めてまいりました。この25人という数字が今出ているわけですけれども、これで本当に足りるのかということ、また現段階ではこれでいこうと決まったわけでもないですし、施政方針上もなお検討という状況だろうと思います。この検討状況はいかがでしょうか、お聞きをしたいと思います。

職員体制の問題で、電気主任技術者の採用ということで募集をかけたら、応募がなかったという経過が昨年あったかと思いますが、なかったからそれで済むというわけではない

と思うので、その後の経過がもしあればお聞きをしたいと思います。

それで、負担金と財政フレームに関わって幾つかお聞きをしたいと思うのですが、不燃・粗大ごみ処理施設及び清柳園、職員体制もある程度そうだと思うのですが、今後費用が見込まれる幾つかの事業、課題があるかと思います。前定例会でも議論をいたしまして、少なくとも不燃・粗大ごみ処理施設はクリーンボートの更新、建て替えの前手でやると、その必要があるという御認識が示されております。これはお金のかかること、それぞれ分かりませんけれども、一方は数億円、もう一方は数十億円、職員体制はちょっと分かりませんけれども、一定費用のかかる問題でありますので、長期包括をやっている現状の中で年度、年度の負担金がぼんと増えないように、またクリーンボートの更新というのは一定の期間、少し先のようにも見えますけれども、15年から20年の間にそういう課題が出てきますので、財政フレーム上もどこかでめどをつけて、ロードマップを持ってやっていく必要があると思いますが、まずは不燃・粗大ごみ処理施設、この検討状況、これも施政方針上は一歩一歩進んでいるというふうに受け取れないものですから、このところを改めてお聞きをしたいと思います。

この不燃・粗大ごみ処理施設について、施設の老朽化が進んでいるという話は常々されているのですけれども、施設面から大丈夫なんでしょうかという質問をしましたら、すぐどうこうなるものではないという御答弁はいただいているのですけれども、例えば地震が起こった場合とか、耐震診断とかはされているのでしょうか。その辺なども少しお聞きしたいと思います。

それで、少し観点を変えましてお聞きしたいのですけれども、昨年の第1回定例会で、東和産業株式会社という一般廃棄物の収集搬入業者に対して行政処分をしたという経過がございまして、その際の議論で、東京都が行政処分をしたことを受けて柳泉園組合としても行政処分をしたという趣旨の御説明があったところなのですけれども、どういう違反をすると文書で注意をして、さらにどうなると行政処分に至るのか。その行政処分がどのぐらいの期間、この搬入停止という処分になるわけですけれども、どういう違反をするとどのくらいの処分が適当なのかというところは、基準がないという答弁が昨年、第1回定例会のところであったのですね。これは基準が必要だろうと。行政処分の実例というのが非常に少ないということも、その際、答弁があったのですけれども、そうは言っても、産業廃棄物を持ち込んでもらっては困ると。万が一にも水銀等の、柳泉園組合として非常に困る廃棄物が持ち込まれては困ると。その点からいっても、抑止力の意味でも、こういうこ

とをしたらこうなりますよというところの基準作り、これは必要なことだろうと思うので すが、その後の検討があればお聞きをしたいと思います。

あと2点だけお聞きをしたいと思います。

技術課から大規模補修予定表の訂正の資料が配付されました。間違いがないほうがいいという一般論の立場でお聞きをいたしますが、決算審査の段階での資料提供と今回の資料提供で間違いがあった原因、なぜこういう間違いが生じたのかというところを少し御説明いただければなと思います。

最後に、広域支援の宮城県からの災害廃棄物の支援のところでお聞きをしたいと思います。

私も困ったときはお互いさまという精神で、この受入れをすることについては了としたいと思う一方、廃棄物処理は基本的にはそれぞれの地域で、その廃棄物が生じた地域で処理をしていくということが原則としてはあるだろうと思う。例えば多摩の地域の中でも、いろいろな事情で中間処理施設が止まってしまって、広域支援をしたりされたりということは、これはあり得るわけですが、これは協定を基本にしたやりとりであります。

素朴な疑問として、宮城県で発生した災害廃棄物をなぜ東京に運んで処理するのだろうという素朴な疑問があるのです。それと、3・11東日本大震災の際に、宮城県女川町の災害廃棄物の一部を柳泉園組合でも受け入れた経過があるのは知っているのですけれども、その間も台風19号、昨年以来、瓦礫が生じるような災害というのは幾つかあったかと思いますが、なぜ今回はこういう対応になっているのか。普通に考えると宮城県内及びその近県で受け入れるということも一つの選択肢、そこでも幾らか受け入れていて、なお東京でもということならまだ少し分かるのですけれども、非常に旅をさせて、なぜ柳泉園組合まで運んでくるのかということ。

もう1つお聞きしたいのは、いただいた資料では12月2日に調査回答を求められていて、柳泉園組合として回答したという経過は分かっているのですけれども、周辺自治会の理解が必要という回答をされていると資料では分かっておるのですけれども、これはこの定例会後になってしまう。11月の周辺自治会協議会のタイミングとこの問題のタイムスケジュールとか、少し難しさはあったと思うのですが、果たしてそれで大丈夫かなと思いますが、周辺の住民の皆さんへの説明、情報提供、そしてそのさっきの理解というところはいかがでしょうか。

○管理者(並木克巳) 1点目の柳泉園組合としての役割という部分でございます。

議員がおっしゃられるとおり、この中間処理施設としての役割というのは大変重いものでございます。また、その管理者としての重責も担っていると思っております。議員がおっしゃられるように、安全である、また安定的な運営をしていくということは最も大切でありまして、そのようなことの中で住民の皆様、市民の皆様に安心していただけるものと思っておりますので、そのような部分においてはしっかりこれからも進めていく、そのような思いを持っていくということは、施政方針の中でも述べさせていただいたとおりであります。また、その中において、最少のコストで最大の効果を生み出すということは、常に柳泉園組合の中でも考えているところでございまして、今その安定的なという部分では、長期包括運営管理のほうも4年目を迎えるということも、このような部分で工夫をさせていただいていると思っております。

また、安全面という部分においては、先ほど議員も言及されましたけれども、今回の台風によりまして、清柳園の関係の予算も今回計上させていただいております。本当に直面するまず課題という部分においての安全性という部分において、この撤去費用も計上させていただいておりますし、施政方針でも述べさせていただいております。その後の運営についてはしっかりと管理をしていくということも述べさせていただいておりますので、当面の安全性というものはそのような部分でしっかりと担ってまいりたいなと思っているところであります。

いずれにしましても、先ほどの広域支援のお話もございました。宮城県の災害で発生したごみを処理するという部分においても、これは本当に中間処理としての機能というものが少し停滞してきたり、機能してこなくなってしまう、もしくは、今回は災害でありますから、それ以上のごみが発生しているというわけでありますけれども、大変生活に影響が直結してくる施設だと思っておりますので、そのような部分においての柳泉園組合としての運営というものには責任を持って進めていく必要があると思っております。

〇総務課長(横山雄一) それでは、まず、職員体制の検討状況についてでございます。

こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、1月に報告書を受理いたしまして、その後、当組合として検討してまいったところでございます。そこで、準備はしてきたのですが、さらに適切な事務処理、適正な市民対応及び議会運営を確実にできる組織体制、人員などを再度精査する必要があると考えまして、効率的、効果的な組織体制はもちろん、信頼に応えられる組織の確立を目指し、引き続き検討をしている状況でございます。

次に、電気主任技術者の採用についてでございます。こちらにつきましては、今年度、

2回募集をかけたのですが、2回とも応募者がなかった状況でございます。全国的にも電気主任技術者の需要が多く、不足が発生していると我々は認識しております。当組合においても募集方法等を再度検討し、採用に結びつけたいと考えております。

少し飛びますが、災害廃棄物の広域支援についてでございます。

まず、1点目。東京都で受け入れる理由についてですが、具体的な理由は分からないところですが、環境省から協力依頼があったために東京都はそれを受けて、受入れを決定したと我々は認識しております。そこで、実際に処理する工場を持っている特別区及び多摩地域の市町村へ支援要請をしたところでございます。

また、周辺自治会への情報提供についてでございますが、適宜報告はさせていただいております。その中でも御理解は得ていると我々は思っております。今後、3月中に周辺自治会の臨時協議会を開催し、そこで再度説明し、御理解を得たいと考えております。

総務課関係は以上です。

○資源推進課長(濱野和也) それでは、不燃・粗大ごみ処理施設の更新に関しまして御報告いたします。

施設の更新につきましては、前回の定例会におきまして概算となる資料をお示しするということになっておりましたが、資料を作成するにあたりましては、施設規模や処理方法、関係市と今後どのような改修計画を取るのかが重要となりまして、その基本資料が一般廃棄物処理基本計画となります。現在の基本計画というのは平成28年度に策定したもので、3年近くが経過しております。施設更新にあたりましては、どのくらいの施設規模で何がどのように搬入され、それをどう中間処理を行った上で、その結果どうなるかが重要となります。そのため、正確な更新計画を策定するには、令和3年度に策定する一般廃棄物処理基本計画を基準に考えていくべきではないかと考えております。

また、現在、柳泉園組合が抱える諸問題を考慮しました結果、優先順位としましては、 まず第1番に、清柳園の問題解決があると考え、それを解決していくには経費等もかかり、 それが負担金にも影響してまいります。

以上の点から、更新計画につきましては、施設更新に向けての調査、研究を行いながら、 一般廃棄物処理基本計画についても関係市と協議していきたいと思っております。

現在の進行状況ですが、全く何も手をつけていなかったというわけではございません。 あくまでこれは担当者レベルでしたが、更新計画を策定するに当たっては、例えば施設を 建設中等の団体に出向きまして、施設に関わる情報収集等を行っておりまして、どのよう な経緯で建設に携わっているのか、あるいはその後のスケジュール等、そのようなものの 情報収集は進めておりました。

ただ、実際に現状では、関係市におきましても各諸課題に取り組んでおります中で、当時とは収集人口やごみ搬入量とか収集形態が平成28年度とは変わっておりますので、やはり施設更新に関しましては、令和3年度策定の一般廃棄物処理基本計画を参考に、基礎として考えていったほうがよいと感じております。

あと、現在の不燃・粗大ごみ処理施設の状況ですが、施設は昭和50年2月に稼動し始めまして、2回にわたる改造を行っております。昭和59年3月から第1回目の改造が行われまして、再稼動しております。昭和60年2月に2回目の改造を行いまして、現体制の処理方法となりまして、それから36年が経過しております。その間、搬入物に混入しましたスプレー缶やガスボンベによる爆発事故、最近ではリチウムイオン電池等が原因とされる火災事故が残念ながら発生しているところではございますが、そのような中で設備的には毎年点検整備等を行うことで、ごみの搬入を止めるようなことは今までございません。ただし、それ以外の小さな部分に関しましては故障等が発生する場合もありましたので、その場合はすぐに対応して、ごみの搬入に影響がないように努めているところでございます。

今後ですが、更新計画が当然関係してくることでありますので、現状では今の施設を安心、安全に稼動できるように、現場サイドと協力しながら施設を運営しているところでございます。

あと、施設の耐震関係ですが、当初この施設は昭和50年2月にできました。現在の施設の体制になりましたのが昭和60年2月ということですので、これが実は耐震基準に関係することですが、昭和56年の6月に新耐震基準ということで法律改正がされています。その際には、昭和56年6月以前では「震度5では倒れない」という文言が、「ほとんど損傷しない」、言い換えますと、軽いひび割れ程度で収まるという形に変更されています。ですので、第1回目の改造終了後、稼動したのが昭和59年ですので、新耐震基準には満たしているということで、設備的な面に関しましては耐震基準には合致しているところなのですが、ただ、最初に出来上がりました建屋的なもの、それが昔から現状まで残っているような形ですので、中の例えば破砕処理設備のあります建屋とかトロンメル選別とか、あの辺の流れの関係に関しましては耐震基準には合致していますが、建屋自体、外見上から見ても大分古く感じられると思いますが、その辺のところがどうなのかということで、

今後、調査・研究していきたいとは考えております。

○技術課長(米持譲) 受入れの行政処分、停止等についての基準についてでございます。 ごみ処理手数料条例の中で搬入制限というところがございます。前回、東和産業につき ましては、許可したもの以外を搬入したときに該当いたしまして、行政処分をしたところ ではございますが、現在もやはり他団体の状況を見ますと、明確な基準が設けられていな い状況でございます。また、それに伴いまして、私どもはまだ調査、研究している状況で ございます。そのために、積極的に搬入物実態調査をすることで、抑止強化に努めている 状況でございます。

もう1点、資料の訂正の理由の経過でございますけれども、令和元年第4回定例会後に、令和2年度の予算資料作成のために、大規模補修及び更新工事の実施時期の変更等の有無について、住友重機械エンバイロメント株式会社と打合せを行いました。その際に2か所の記載漏れ及び記載間違いの報告を受けたところでございます。その後、私どもも再確認をしたところ、2か所の矢印の漏れがございました。今後、このようなことがないようにしっかりチェックしてまいります。申し訳ございませんでした。

○3番(村山順次郎) では、御答弁いただいた順で再質問をさせてもらいたいと思います。

まず、管理者からの御答弁をいただきました。私自身が常に思い出しながら取り組んでいるところではあるのですけれども、幸いにしてこの柳泉園組合というのは周辺の皆さんに御理解と御協力を得て現在も運転しているということが当たり前ではないという、非常に幸運なことであって、これは歴代の管理者、副管理者、職員の皆さんのたゆまぬ努力によって現在がある。私も、久留米西団地にお住まいで、当時、廃棄物を野積みにしていた時代を知っている方にもお話を聞く機会がございますけれども、その時代から営々としてやってきたところに現在があるわけですから、一々あれがこうだ、これがああだと言いませんけれども、ぜひ、なぜ選挙で選ばれた市長さんが管理者をやっているのかというところもよく踏まえていただいて、事務に当たっていただきたいなということをお願いしたいと思います。

それで、職員体制のところは再度精査して引き続き検討していくということで、その後の電気主任技術者の採用がうまくいっていないということとも併せて考えますと、一定のスケジュール感を持ってどうするのかと。これは財政フレームと無縁のお話では恐らくないと思いますので、そこのところとも整合を取りながらやっていく必要がある問題だろう

と思いますので、昨年はこの問題で何度か課題も提案をしながら質問してきましたので、 引き続き検討していただきたいと思います。その際に、先ほど冒頭で言いましたように、 安心・安全、そして安定的な運転のためにどういう職員体制が必要なのか、これは10年 後、20年後、今作った計画が20年後に形になっていく、そういう種類のものだろうと 思いますので、そこのところをぜひ踏まえて、御検討方、お願いをしたいと思います。

災害廃棄物の広域支援の在り方というところは、基本となる協定があるわけでもなく、 なぜ宮城県の災害廃棄物を東京都の施設で、柳泉園組合もそうですけれども、するのかと いうところは、おお、なるほどというふうには今なっていないのが実情でございます。何 でなのかなとしか思いようがないのですけれども、そこのところも情報収集していただき たい、何かあれば提供いただきたいということは要望として申し上げておきたいと思いま す。

周辺の住民の皆さんへの情報提供、説明というところは既にもうされている部分がある と思う。手元の資料や御説明でそのように感じられなかったので、そのように申し上げま したが、一定情報提供もして、感触もつかんでいるということなので、これは引き続き丁 寧にお願いをしたいと思います。

不燃・粗大ごみ処理施設のところは、今年度のところで清柳園の課題があってということだろうかなと。一般廃棄物処理基本計画の関連も理由としてはあるのかなとは思いつつ、清柳園の問題も不燃・粗大ごみ処理施設の問題も、例えば手元に平成29年の第1回定例会の施政方針にも書いてあるのですが、この間ずっと言っている課題なのです。なので、どうなっているのかなという不安を感じておりますので、都度都度、時間が経過していくごとに課題の性格、クリアすべき課題が変わっていくということになると、いつまでたっても計画が作れないと、行政組織の宿命的な課題、問題だろうと思うのですけれども、ここはぜひ目に見える、手に取って見られる形で具体案が示される、清柳園が先ということはあるとしても、当然その後には、クリーンポートの更新の前にはしなければいけないということだろうと思いますので、ここのところは御努力をお願いしたいと思います。

耐震のところですけれども、私の解釈としては、新耐震になった後に改造をしているので大丈夫だろうというふうにしか受け取れなかったのです。耐震診断はされているのかということは再質問させていただきたいと思います。

搬入業者の行政処分についての考え方、在り方のところです。実態調査をしていただいている、この点で御努力いただいているからこそお聞きをしている。実態調査しますと、

時と場合によっては違反の状態が発見される場合もある。そうすると、何をすると文書で注意をし、何をすると行政処分になるのかということが、回数を重ねていけば生じてくると思いますし、そういうルール作り自体が抑止力になると思いますので、ここのところはぜひ前向きに他団体の状況も、東京二十三区清掃一部事務組合等も一定基準を持たれているのか持たれていないのか分かりませんけれども、研究をして、処分ですから、あらかじめ基準を作って、こうなったら処分するというのがないとフェアではないと思うのです。そこのところはぜひ御検討をお願いしたいと思います。1点だけ再質問をしました。

- ○資源推進課長(濱野和也) 大変失礼いたしました。耐震診断ですが、今までにそのようなことはやったことがございません。ただし、2年ほど前の8月だったのですが、関係業者の方を招いて、現状での不燃・粗大ごみ処理施設の内容と、現場のほうを確認していただきました。数回にわたって来ていただいたのですが。その際に、やはり基礎部分の柱とか、手選別をやっているラインの、地下的なところまで隅々見ていただいたのですが、これはあくまで目視ということになってしまうのですが、非常に基礎がしっかりしているなというお言葉はいただいています。ただ、実際に診断をやっているわけではございませんので、その辺はやはり先ほど申し上げたように、まず調査・研究していかなければいけないのかなと感じております。
- ○3番(村山順次郎) 耐震診断をされていないということになりますと、そこで作業されている方の安全、その先には地震が起こったときにその機能が損なわれたらどうするのかという問題があると思います。ぜひこの耐震診断で、Is値がどうなのかとか、そういうところを議会のほうに示していただけるように、ここのところはぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがですか。
- ○資源推進課長(濱野和也) 確かに現場には多くの方が勤務しております。そのような方の安全等を考えないといけないと思いますので、その辺は考えていきたいと思います。
- ○議長(三浦猛) ここで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時24分 再開

○議長(三浦猛) 休憩を閉じて再開いたします。

ほかに質疑のある方は挙手願います。

○4番(後藤ゆう子) それでは、施政方針から簡単な確認を含めて3点と、それから契

約で1件と災害廃棄物について1件、お尋ねいたします。

まず、施政方針の2ページの上から2行目です。「ゼロミッション東京戦略」とあるのですけれども、これは「ゼロ・エミッション」の間違いだと思うのですけれども。(「ゼロ・エミッション」と呼ぶ者あり)ゼロ・エミッション。エミッション、「放出」とか「排出」のゼロ。私は「ゼロエミッション東京戦略」というのを見たことがあるので、これは「ゼロミッション」の単純な誤字だと思うのですね。そのもう少し下にも、もう一回「ゼロミッション」と書いてあるので、担当の方の勘違いで「ゼロミッション」にされているのか、それとも本当に誤字なのかというところもあるのですけれども、ここは絶対に間違えたらいけないところ。特に、「環境行政の一端を担う中間処理施設」と最後に管理者が表現されるようなところで、この「ゼロミッション」というのを2回繰り返すというのは、少し恥ずかしいというか、残念な間違いなので、これは誤字なのかというところと、第4回定例会の会計年度任用職員の条例に誤字があったときに、確認が不足していた、確認を徹底するというような報告もあったところで、今回、施政方針はほかにも誤字があったというところで、もう一度、このような文書の確認体制がどうなっているのかというところを確認させてください。「ゼロミッション」は「ゼロエミッション」の間違いなのかというところも、もう一回確認させてください。

それから、同じ2ページの下のほうです。人事交流について、これも昨年の施政方針にありまして、今年から再開するようなことは昨年からもうたってありましたが、もう少し詳しくどのような人事交流をするのかということを御説明ください。

それから、今、村山議員もいろいろ質問されましたが、やはり不燃・粗大ごみ施設の老朽化というのは毎年のように施政方針で課題であるということがうたってあり、柳泉園組合の第3期の一般廃棄物処理基本計画の中でも、粗大ごみ処理施設に5つの課題がある。そして、そのまとめして、処理施設の更新に向けた検討が必要と、平成29年策定の計画にも書いてあるのが、昨年、施設見学までしてもまだ少し後ろ向きなというか、先送りに近いような表現になったところは残念に感じております。清柳園の費用がかかるような急な課題、これも安全、住民の皆さんや環境に悪影響のある問題が急浮上したというところは十分に理解するところではありますが、この不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画というのをはっきり示していただかないと、議員という立場で、ずっと以前からここが課題というのを理解しておきながら、そのままにしているというのは、とても私も苦しい立場にありますので、次の整合性を図ると書いてありますから、一般廃棄物処理基本計画の第3期

が来年で終わるということは、もう来年度中には次の計画を立てるというところで、そこには改修の時期とか規模とか処理方法みたいなものが載るのかどうかというところまでは 確認させてください。

それから、今度、契約のところ、行政報告資料の2ページです。委託契約状況のところでお尋ねいたします。これは、住民訴訟、平成29年(行ウ)第39号住民訴訟事件外が一審で勝訴したわけですけれども、控訴されて、また新たな控訴審が始まるというところですが、着手金308万円というところでお尋ねしたいのが、一審で幾らかかったのかというところと、それから、この控訴審で着手金が308万円で、また今後、どのような費用がかかるのかというところを確認させてください。裁判については司法の判断に委ねたいと思うのですけれども、一方、訴訟になってしまうと、一体幾らぐらいの費用がかかるのかというのを改めて確認したいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

それから、最後、3ページの災害廃棄物の件です。多摩地区で2,000トンを受け入れるというところで、柳泉園組合は第1回として64トンを受け入れるということが分かりました。私も、災害時にお互いさまというところでごみを受け入れるというところは一定理解するところではあります。それで、少し詳しいところを聞きたいのは、今後の予定と住民の皆さんや構成市の市民に対する情報の公開のことをお聞きしたいと思います。

多摩地区で2,000トンというところで、多摩地域に中間処理施設が10団体あるというのが分かりましたので、均等割すると柳泉園組合は合計で200トンを受け入れる予定なのかというところ、1回当たり64トンなので全部で3回ぐらいあるのかというところを伺いたいのと、あと、「宮城県大崎市」「稲わら」、このワードで検索をかけると、台風でフレコンバッグに入った汚染された福島第一原子力発電所の事故の稲わらが1つ流出してしまったみたいな記事が出たり、やはり大崎市のほうでも焼却することに反対する裁判、裁判にはならなかったのかな、そのようなものが検索をかけるだけでたくさん出てくるので、市民の人が、柳泉園組合でその稲わらを受け入れるというと、心配に思う方が大勢おられて当然かなと思いますので、まずは4ページ、5ページの経過であるとか、今後、柳泉園組合として市民の皆さんに正しい情報を知っていただくというところと、安心していただくような材料をどんどん出す必要があると思うのですけれども、今、周辺自治会の皆さんには御説明があったというのをお伺いしましたが、今後、ホームページであるとか、りゅうせんえんニュースみたいなものを使ってこの情報を発信していく予定があるのかということをお尋ねいたします。

○助役(鹿島宗男) まず、1点目の「ゼロミッション」の部分ですが、大変申し訳ありません、「ゼロエミッション東京戦略」が正しいところでございます。大変申し訳ございませんでした。

柳泉園組合といたしましては、第4回定例会で事務のミスがあり、それから研修等を行いながら、このようなことが二度とないようにということで進めていた中で、またこのようなことがあって大変申し訳ないと思います。申し訳ございませんでした。

○総務課長(横山雄一) それでは、まず、住民訴訟の委任についてでございます。

第一審で2件の裁判の合計の着手金ですが、105万8,400円となっております。また、控訴審の着手金が308万円、合計で413万8,400円となっております。今後、裁判が確定後には報酬金として支払いが発生する予定となっております。

次に、災害廃棄物についてでございます。情報の発信につきましては、今後、ホームページ等で逐次情報を発信していきたいと考えております。また、今後の廃棄物の搬入予定でございますが、これから調整することでございまして、恐らく2回から3回を見込まれるだろうと考えております。

人事交流につきましては、東久留米市と人事交流することで調整してきておりまして、 令和2年度から再開することで決定しております。

○資源推進課長(濱野和也) 先ほどの御質問ですが、議員が言われるように、平成28年度策定の一般廃棄物処理基本計画に記載されている内容からすると、現在、特に大きな変化はございません。ただし、先ほども申し上げましたが、令和3年度の一般廃棄物処理基本計画におきましては、例えば収集形態が関係市におきましては一部変更になったりとか、あるいは人口増によりまして収集人口が増えたり減ったりとか、そのような数字的にもより新しいものを反映させた上で基本計画を作っていきたい。なおかつ、収集する側である関係市や中間処理する側である柳泉園組合、そのようなところのいろいろな話し合いを設けて調整しなければいけない諸課題等もございますので、そのようなものを反映させて策定できればなと考えております。

○4番(後藤ゆう子) ありがとうございました。「ゼロミッション」は「ゼロエミッション」の誤字だということ、分かりました。それから、人事交流は東久留米市と行うということも分かりました。

それで、粗大ごみ処理施設ですね。とにかく私の立場でお願いしたいことは、施設が故障とかになって止まってしまうということが絶対、安定的に処理ができないということで

は困りますし、先ほど村山議員がおっしゃったとおり、施設に何かがあって、中で働いている人や周辺の環境に影響があるということも避けたいと思いますので、できれば早急に取りかかっていただきたいと思いますので、こちらとしても分かるような具体的な数字、いつまでに取りかかる、幾らかかるというのは、なるべく詳しく早く分かるようにしていただきたいと思います。こちらは要望しかできませんので、これは重ねてお願いいたします。

それから、裁判は分かりました。もう既に今回の着手金を含めて413万円かかって、次が成功報酬という意味ですか、またかかるということが分かりました。裁判に至らないのがいいのですけれども、とにかく全ての情報を住民の皆さんに御理解いただけるように丁寧に丁寧に説明していくということがそのような争い事、裁判にはならないと思いますので、情報公開、それから住民の皆さんへの丁寧な対応というものはお願いしたいと思います。もうこればかりは始まってしまっていますので、これがもし最高裁に行くとまたどんどんかかるというのが、一審と二審で、地裁と高裁でこれだけ着手金が変わるということが分かりましたので、裁判がないようにというのを祈るばかりというか、対応をこれからもお願いしたいと思います。

最後に、災害廃棄物の受入れでもう少し伺いたいのが、やはり市民の皆さんとしては、これが放射性廃棄物を含んでいるのかいないのかというところも大事になってくると思います。東京都の環境局のホームページには、かなり詳しくいろいろなデータが載せられていたり、今、私が申し上げたような市民の方が心配するようなQ&Aも載っていますので、そのようなものも柳泉園組合もリンクを張るなり、オリジナルで作るのも大事だと思いますし、月に一度放射線量を測っていますよね。それを搬入した日にするとか、最初と最後にするとか、検査の日をちょうど受け入れたときにする。回数を増やすみたいな姿勢が皆さんの御理解を得る大事な材料になってきますので、検査の日にちを受入日に合わせるとか、数を増やすのを提案をしたいと思いますが、それについて何かお考えがあればお聞かせください。

○総務課長(横山雄一) それでは、災害廃棄物についてでございます。

情報公開、ホームページ等の掲載につきましては、住民の方に分かりやすく、心配されないような形で公開していきたいと考えております。また、放射能測定に関しましては、そのような形で実施していこうと考えております。

○4番(後藤ゆう子) ありがとうございます。それで、りゅうせんえんニュースももし

間に合うようであれば、それも詳しく載せていただくことを希望したいのですけれども、 1点、ホームページをリニューアルされて、りゅうせんえんニュースも過去のバックナン バーが見られるのですけれども、すごく見にくいというか、号数80から80何みたいな 感じで探しにくいので、せめて2018年、2019年と年数にするとか、何月発行分と いうふうに、ホームページを一度見ていただいて、ほかの人の感想もいただいたりして、 分かりやすいようにしていただきたいということを申し上げます。

それから、放射線の検査は受入れのときに合わせていただけるような御回答を今いただきましたので、ぜひそのようなものを積極的に公開して、近隣の皆様のみならず、環境行政を担う中間処理施設の姿勢として、情報公開を徹底しているという姿勢を表す意味でお願いしたいと申し上げて、質問を終わります。

○管理者(並木克巳) ただいま後藤議員の御指摘を受けまして、施政方針の中で、本来「ゼロエミッション東京戦略」と発言すべきところを「ゼロミッション東京戦略」と発言いたしました。本来であれば、「ゼロエミッション東京戦略」ということでありますので、その点の発言に関しまして、議長に言って、修正方していただければというふうにお願いいたしますので、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

○議長(三浦猛) では、議事録作成時に訂正する件、了解いたしました。 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○6番(稲垣裕二) では、簡潔に3点ほど質問をさせていただきます。

1点目につきましては、施政方針の中で、今回、管理者より2ページになりますか、決 算不用額が多くなることがないようにというコメントがありました。この決算不用額が多 くならないようにするということは何を意図しているのかをお尋ねいたします。

次に、ただいま後藤議員より御質問がございましたが、人事交流についてお尋ねをいたします。本年度の施政方針におかれましても、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であるという認識から、令和2年度から再開をいたしますと述べられておりまして、ただいまの御答弁でも東久留米市からスタートをするということが明らかとなりました。関係3市との連絡を密にするということでございますので、実際の人事交流をどのように進め、今後、清瀬市、西東京市との人事交流についてどう考えていくのかについてお尋ねをいたします。

それから、3点目についてであります。本年度の施政方針5ページにおきまして、テニスコートの改修について述べられております。その中で、スポーツ振興くじ助成金四千数

百万円を充当しますとされておりますが、このスポーツ振興くじの助成金の充当につきましては、スポーツ振興くじの交付要綱では1から7、7通りあると思うのですが、どの要件に基づいてこの補助申請をするのかということについてお尋ねをいたします。

○総務課長(横山雄一) それでは、まず、1点目の決算不用額についてでございます。 こちらにつきましては、以前、光熱水費等で決算不用額が多くなっていたものですから、 その辺、不用額が多くならないように予算の段階で精査して予算立てしているところでご ざいます。

次に、人事交流について他市の状況でございますが、現時点では他市との交流についてはまだ行う予定はございません。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、スポーツくじ「toto」のどの要件に該当して充当されるのかという御質問でございますが、番号までは失念してしまったのですが、 人工芝の新設という部分で、今、申請を行っておるところでございます。

○6番(稲垣裕二) 御答弁をいただきました。一番最後のことについては、この後、また予算案もございますので、そちらのほうで改めて確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目、決算不用額について光熱水費等ということで、ここの件についてはよく分かりました。それで、私、あえて今回、この文言を出したというのは、光熱費は当然なのですが、予備費の取扱いのことについて、決算時において相当な不用額が数字上出てくるわけですね。私は、実はそこのところまで考えながら、昨年度は決算不用額が多くならないようにという文言は出てこなかったのですが、今回は施政方針で、決算不用額が多くならないようにとあえて踏み込んだということは、予備費のことまで含めて意図しているのかなと思ったのですが、この辺について見解があればお伺いします。

それから、人事交流についてです。東久留米市以外のほかの2市については現在考えていないというのか、なしということなのでしょうかね。結局、その文言から受け取れれば、関係市と意思疎通を密にするということであれば、東久留米市のみならず、清瀬市、西東京市とも、それはセットとして関係3市と人事交流を行っていくということが、普通一般的に考えると当然なんだろうな。例えば、その皮切りとして、今回、東久留米市とスタートして、そのやり方についてどうだったかということを踏まえながら、今後、残る2市とも人事交流を、輪番なのかどうか分かりませんけれども、していくという全体像があった上で今回スタートするのかなと私は思ったのですが、そういうことなくここだけスタートするとなると、その考え方が、少し話を広げて言えば、この件に限らず、どうも柳泉園組

合全体の取組が、目の前のことについて、その先のことを実はあまり提示されないという、 何となくそういうイメージを私は受けているのです。

なので、施政方針にうたう以上は、そこまで踏み込んだものであるからこそ初めて述べられると、こういう形にされるべきだと思います。この辺について、今、人事交流について全く考えていないと、実は考えていないことはないのだろうなと思います。なので、もし将来展望とか何かあるのであれば、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

○総務課長(横山雄一) まず、1点目の、決算不用額が予備費が含まれているかどうか ということですが、こちらに関しましては予備費は含んでいないと考えております。

次に、人事交流につきましては、現時点では決まっておりません。今後、我々の職員の 人数等を考慮しながら考えていきたいと思っております。

- ○6番(稲垣裕二) 御答弁をいただきましたが、個別具体のことは申し上げませんが、ただ、一つだけ申し上げるのは、第1回定例会の管理者の施政方針なので、施政方針で書かれる、述べる以上は、それなりのバックボーンを持ったものを私はしっかりとやるべきだと思います。その先がありませんだとか、予備費の不用額は考えていませんだとか、だったらもう載せなければいいのですよ。載せないで、個別質問で答えればいいというふうに整理してしまったほうがよほどいいと思いますよ。施政方針は、この1年間の取組をしっかりと示すという極めて一番重要なものだと私は思っていますので、今後、その在り方については、いま一度御検討されたらいいのかなということだけ申し上げて終わります。
- ○議長(三浦猛) ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。
- ○5番(森しんいち) 1点だけ簡単な確認をさせていただきたいのですが、「せいりゅうえん」の字の確認なのですけれども、「りゅう」は「流れる」なのか「柳」なのか、教えていただきたいものですから。
- ○施設管理課長(山田邦彦) お答えいたします。

清い柳が流れると書いて「清柳園」です。「りゅう」は「柳」でございます。

- ○5番(森しんいち) 結構です。
- ○議長(三浦猛) ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 以上をもって質疑を終結いたします。
ここで休憩といたします。

午前11時51分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長(三浦猛) 休憩を閉じて再開いたします。

○議長(三浦猛) 「日程第6、一般質問」を行います。

所定の期日までに通告提出をされた方は1名でございます。

それでは、稲垣裕二議員の一般質問を行います。

○6番(稲垣裕二) 6番、稲垣裕二です。よろしくお願いいたします。

議長より御指名をいただきましたので、一般質問に入らせていただきますが、その前にまずは今回、三浦議長をはじめ、関係者の方々におかれましては、一般質問をお認めいただきまして、誠にありがとうございました。この場を借りて感謝、御礼を申し上げます。

また、三浦議長に申し上げますが、今回、通告に当たりまして、私は3点、質問を出させていただいております。通告をした後に、一般質問の時間が15分になるということでございましたので、時間の関係上、事務処理の適正化について並びに基金については別の機会に譲らせていただいて、今回は清柳園についてのみ一般質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

清柳園についてでありますが、本施設は当時の清瀬町が昭和43年3月に建設し、昭和45年4月1日付で清瀬町が柳泉園組合に正式加入するのに合わせ、組合と清瀬町は現有じんかい焼却場に係る一切の資産を柳泉園組合に移管するとの約定を結び、清瀬町所有の清柳園が移管されました。その後、予備炉として稼動を経て、昭和60年12月まで使用していたとのことです。翌昭和61年には煙突上部が一部解体されましたが、その後、今日に至るまでの経緯及び組合内での解体整備に向けた業務がどのようになされ、どのような取組が行われてきたのでしょうか。

私は全て議事録を確認したわけではありませんが、少なくとも約10年前の平成21年第4回定例会における当時の管理者の御答弁では、「大きな課題の一つであることは間違いございません。私もあのままでいいとは思っておりません。管理者会議の中で十二分な議論が必要だろう。今後、管理者会議の中で議論はさせていただきたいと考えておるところです。」と述べられ、さらには平成23年第1回定例会における当時の助役の御答弁では、「管理者会議を開催させていただきまして、その中で一定の方向づけを出していただ

く資料を今、作成してございます。もう既にほとんど出来上がっておりますが、いろいろ 資料を集めて判断材料をそろえているという状況でございます。」などと述べられており ます。このことだけでも明らかなように、清柳園の取扱いについて相当突っ込んだ議論が なされてきているはずです。

しかし、現実としては、何の対応もせず今日に至り、電気集塵機が倒壊しかけ、隣地に 侵入している状況です。しかも、この間、議会からの再三の指摘があったにもかかわらず です。この間におきまして、組合内部において一体どのような議論、検討がなされてきた のでしょうか、お聞かせください。

次に、現状についての確認をいたします。議案第13号資料、「清柳園の今後の対応について」では、定期的な(年4回)見回りや清瀬市ごみ減量推進課の協力により、施設の管理に努めているとされています。そこで確認をいたしますが、清瀬市の協力により管理に努めているとは、柳泉園組合が管理をお願いしているのか、清瀬市からの申出なのか、具体的にどういうことなのでしょうか、お聞かせください。

現状は、オレンジ色のロープで応急処置をしておりますが、強風や地震などに対して強度的に問題はないのでしょうか。また、JR東日本への状況説明はされたとのことですが、JR東日本の見解はどうなのでしょうか、お教えください。

最後に、今後の対応策についてであります。前提条件のお話をいたしますが、前回の定例会で、柳瀬川の河川整備があるので清柳園のスケジュールは決められないと受け止められるようなお答えがありました。私が東京都に確認した段階では、柳瀬川流域河川整備計画はもちろんございますが、関越自動車道から金山調整池までの区間の整備着手についてはいまだ未定のようであり、現時点では河川整備とは切り離して、柳泉園組合として、今、清柳園をどうすべきかを定めるべきだと思います。長い間、柳泉園組合の大きな課題と捉えながら、いわば放置していた状態であり、事ここに至り、早急な対応が求められます。

予算書を拝見いたしますと、令和2年度において、電気集塵機については解体をされるようですが、キルン式機械の本体の解体及び土壌調査について、実施設計はいつごろ行うことを予定しているのか。そして、それに伴う予算措置をどのタイミングで行うのか。また、それに基づく解体工事の時期はいつごろを検討しているのか、お示しをください。

以上、質問といたします。

○管理者(並木克巳) 稲垣裕二議員の一般質問、清柳園についてお答えをいたします。 まず初めに、清柳園の移管に係る経緯等でございますが、昭和45年4月に当時の清瀬 町が柳泉園組合に加入する際、清瀬町のじんかい焼却場に係る一切の資産について柳泉園組合へ移管することの約定が締結されたところでございます。その後、清瀬市における所定の手続を経て、平成12年11月に所有権移転登記が完了したところでございます。

次に、今後の対応策についてお答えいたします。

昨年の台風19号の影響により、清柳園の電気集塵機が傾いたことを受け、令和2年度 当初予算におきましては、電気集塵機撤去工事の経費として4,735万8,000円を計上 させていただきました。なお、電気集塵機撤去後も定期的かつ危機管理の視点に立った巡 回等を実施するなど、自然災害への対応も含め、安全性の確保に十分に配慮した管理を 行ってまいります。

○助役(鹿島宗男) 清柳園について、管理者に補足してお答えをいたします。

初めに、清柳園の移管に係る経緯等でございますが、昭和45年4月に柳泉園組合へ移管することの約定が締結されたところでございますが、清柳園の中には赤道等の国有地があり、当時はこの国有地につきましては国から移管が行われませんでした。その後、国からの払下げが実施されるとともに、ごみ処理施設として10年間の払下げ条件も満たしたことから、柳泉園組合管理者から清瀬市長に対し、清柳園用地の所有権移転登記について進めていただくよう依頼したところでございます。このことを受け、清瀬市において所定の手続が行われ、平成12年11月に所有権移転登記が完了したところでございます。

なお、清柳園につきましては、昭和60年11月に廃棄物処理施設廃止届を、また昭和61年9月にばい煙発生施設使用廃止届書をそれぞれ提出し、廃止の手続を完了しております。

次に、組合内部におけるこれまでの清柳園に関する検討状況等でございます。

まず、平成19年11月及び平成26年7月に清柳園解体に係る見積りの徴取を行いましたが、このときは構成市との協議には至りませんでした。その理由といたしましては、清柳園の解体等に関しましては多額の費用が見込まれた一方で、柳泉園クリーンポート大規模補修などの事業も控えていた時期であり、優先順位を整理する中で他の事業を優先したものでございます。その後、組合内部での検討状況でございますが、議会からの再三の御指摘を踏まえ、組合内部でも重要な課題と認識し、継続的に検討してまいりましたが、結果的には結論には至りませんでした。

次に、清柳園の管理状況でございますが、昨年、台風19号により、被害の後、定期的に巡回を実施し、施設の安全管理に努めております。また、電気集塵機等につきましても、

倒壊を防止するための応急措置を行い、安全性の確保を図っております。このほか、毎年度、清瀬市から行政財産使用許可申請を受け、現在は清瀬市がリサイクル電化製品の解体や小型家電の一時保管場所等として使用しております。なお、使用許可に併せて管理をしていただいております。

次に、JR東日本との調整状況でございますが、台風による被害の後、JR東日本に被害状況を報告いたしました。JR東日本からは、応急措置の要望及び今後の対応が決まり次第、改めて調整をお願いする旨のお話をいただいたところでございます。

最後に、今後の対応策、進め方でございますが、先ほど管理者からも御答弁させていただきましたが、令和2年度は電気集塵機撤去工事を実施させていただきたいと考えております。また、関係市及び関係機関との協議、調整につきましても継続的に行ってまいりますが、本年1月に東京都多摩環境事務所との協議において、建屋部分の解体作業と土壌部分の調査を別々に行うことについて了解を得たところでございます。このことを踏まえまして、引き続き多摩環境事務所との調整を行うとともに、令和2年度中に関係市や関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、河川改修工事につきましては、清柳園の解体を行う時期の判断材料の一つと考えております。現時点では、具体的な河川改修スケジュールは示されておりませんので、今後、東京都北多摩北部建設事務所との調整を図る中で、その可能性について見極めてまいりたいと考えております。

○6番(稲垣裕二) 御答弁をいただきました。幾つか再度お尋ねをしたいところ、細かいところを含めるとあるのですが、御答弁の中で、平成19年11月ですとか、平成26年の7月に、この間、見積りを実は取っていましたよと、こういうふうな御答弁もございました。実はその辺についてもいろいろお尋ねをしたいとは思うのですが、時間が15分ということですので、今後のことを中心に少しお尋ねをさせていただきたいと思います。

ただいまの御答弁の中で、東京都の多摩環境事務所とのやりとりの中で、建屋部分の解体と、それから土壌部分については別々にやってもいいよと、こういうふうに言われたのだというお答えがございました。

併せて令和2年度については、当初予算の中でも、あるいは施政方針の中でも、電気集 塵機については令和2年度にやりますよと。その後、東京都との調整の中において、建屋 の解体と土壌調査と、いわゆる3段階で今後進めていくという認識を持っていいのかどう かですね。 併せて、今回の議案資料の中にも、令和2年度においては関係市と調査をしてロードマップを示していきたいのだという文言もございます。そのロードマップの示しについては、一体どこまでを示していただけるのか。そして、今後の対応の中にはそれを協議すると書いてあるのです。ロードマップを作成することに着手するということで、協議をするというふうになってはいるのですが、着手をしただけで終わられては我々としては困ってしまうのです。一体どうやってそれをきちんと議会に示すのか、あるいは内外に、地域住民に対しても示すのかというところまで踏み込んでいただけるのかどうかですね。これはできるかどうか分かりませんが、この辺をお尋ねいたします。

それから、台風19号の被害のあった後に、安全管理についてはより気をつけて見ていきますと、こういう御答弁でございました。以前の御答弁でも、年4回の巡回はしていますよと。それから、清瀬市にも管理をして見てもらっていますよということなのですが、台風19号後、危機管理を重点に置いた見回りをしていく、安全確認をしていくということは、柳泉園組合として清柳園をどう見守っていくのか、どう体制を変えていくのか。お答えからすると、少し変わるのだよというふうに聞こえるので、その辺については清瀬市との協力をもっと密にするとか何かしらあるのかもしれませんが、お答えをできるようであればお聞かせください。

それからもう1点、河川改修についてです。河川改修については、先ほど申し上げましたように、実際にいつ着手するか、整備計画はあるにしても、着手がいつになるかは未定で、結局は清柳園の解体工事に関わるというのは、工事車両の搬入に影響があるかどうかということなのだと思うのですよ。ですので、河川改修がどう進むかではなくて、工事の搬入車両がどう確保できるかどうか、ここが関わるものであって、清柳園全体の解体計画は着々と進めるべきだと私は思うのですね。午前中の質疑の中でも、不燃の施設なんかの改修計画についても、ごみ処理の一般処理計画ができてからやるのですよと、何かそれができないと、こちらができないのですよと。これにしても、河川改修ができないと清柳園が解体できないのですよ、こんなふうに聞こえてしまうので、そうではないのだよということを明らかにしていただきたいと思います。

○助役(鹿島宗男) 1点目の今後の計画と河川改修についてお答え申し上げます。

今後の計画でございますが、組合といたしまして、現在まで協議を進める中で、東京都 多摩環境事務所との協議の中が、建屋部分と土壌部分の解体ということで、それぞれ別に できるということの了解を得られましたので、この辺のところを今後、3市との協議、ま た関係機関との協議の中で、どのような形で解体をしていくのが最少の経費で最大の効果を上げられるのかということを検討してまいりたいと、組合側としては考えております。 その中において、3市と協議を進めていきたいという中で、正式なロードマップ等が示されていくのだとお答えを申し上げておきます。

それと、河川改修については、議員御指摘のとおり、私どもが当初から考えていたのは、搬入路の問題でした。今回、解体するに当たりまして、道路付けが現在使用している搬入路は河川区域の中に入っておりましたので、その辺の調整を行うということで前回お答えを申し上げました。実際の解体のところの部分というよりも搬入路の部分である、今御指摘のとおりでございます。

○施設管理課長(山田邦彦) 台風19号の後の管理の方法ということでお答え申し上げます。

台風19号により電気集塵機が傾いた後、正月休み等の長期の休みがある場合は、前後に確認をするようにいたしました。さらに、先日、日にちのほうは失念してしまったのですが、地震があった際にも翌日に確認に参るようにしております。そのように何か少し影響がありそうな自然災害等が、災害とまではいきませんが、地震、雨等が降った場合は、早めに状況の確認を行っております。

○6番(稲垣裕二) 議長、ありがとうございます。時間も迫っていると思いますので、いろいろとお願いしたいこと、申し上げたいことはあると思いますが、1点に絞れば、この令和2年度を一つの分岐点として、清柳園の取組についてしっかりと進めていただきたいと思っています。先ほどからも申し上げましたが、過去において大きな課題と捉えながら、実態としては結局は前へ進まなかった。見積りを取ったのならやってよと、普通みんなこう思うのです。なので、とにかく令和2年度の最中に正式なロードマップを、いつだという言葉は、助役、申し上げませんでしたが、この令和2年度中にしっかりとやっていくことを示すということをぜひお願いしたいということだけを要望として申し上げて、今回の一般質問は終わりますが、また一般質問の在り方については議長をはじめ、皆様方に御議論をしていただければということを申し上げて終わります。

○議長(三浦猛) 以上をもって一般質問を終了します。

○議長(三浦猛) 「日程第7、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。 それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者(並木克巳) 議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年東京都人事委員会勧告に準じて東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においては、本年1月21日に給与改定に係る本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただき、改正条例を公布いたしました。

したがいまして、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、御報告させていた だくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長(横山雄一) それでは、補足説明を申し上げます。

議案第1号より3枚めくっていただき、議案第1号資料でございます。新旧対照表を御覧ください。

今回の条例改正は、職員及び再任用職員の勤勉手当支給率を年間0.05月引き上げるものでございます。なお、給与差額分の支給日を本年1月27日としたことから、専決処分をさせていただきました。

新旧対照表の第23条第2項ですが、勤勉手当の6月及び12月に支給するそれぞれの 支給月数1月をそれぞれ0.025月引き上げ、1.025月とするものでございます。

次に、同条第3項ですが、再任用職員の勤勉手当については、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数0.475月をそれぞれ0.025月引き上げ、0.5月とするものでございます。

次に、2ページ、附則の第1項。施行期日は公布の日からとなります。第2項、勤勉手 当支給率の引上げについては、令和元年12月1日から適用するものでございます。

次に、附則第 3 項の勤勉手当に関する特例措置ですが、年間の支給率0.05 月分の引き上げを令和元年に限り 12 月分で対応するため、支給率1.025 月を1.05 月とし、再任用職員におきましては0.525 月とするものでございます。

なお、給与の改定につきましては、職員組合と令和2年1月15日に協定書を締結して おります。 補足説明は以上でございます。

○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 質疑なしと認めます。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決 処分についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の 討論をお受けいたします。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決 処分についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案のとおり可決されました。

〇議長(三浦猛) 「日程第8、議案第2号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」と「日程第9、議案第3号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」は関連がございますので、一括審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

〇管理者(並木克巳) 議案第2号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、東京都市町村公平委員会に加入している福生病院組合が企業団へ移行することに伴い、同公平委員会を脱退することから、同公平委員会の規約を改正するため、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定

に基づき、議会の議決を得る必要があり、本規約の一部改正を御提案するものでございます。

続きまして議案第3号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に加入している福生病院組合が、 福生病院企業団と名称変更することから、同補償等組合の規約を改正するため、地方自治 法第290条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があり、本規約の一部改正を御提案 するものでございます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第2号、第3号の質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方は挙手 にてお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 質疑なしと認めます。

これより議案第2号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少 及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてに対する討論をお受けいたしま す。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第2号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少 及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第2号、東京都市町村公平委員会 を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更 については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてに対する討論をお受けいたします。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第3号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを

採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第3号、東京都市町村議会議員公 務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦猛) 「日程第10、議案第4号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者(並木克巳) 議案第4号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が創設されたことから、条例を制定するため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろ しくお願い申し上げます。

○総務課長(横山雄一) それでは、補足説明をいたします。

当組合におきましては、現在、検量及び厚生施設の受付に従事する嘱託員を対象とし、 パートタイムとして採用していきます。

1枚めくっていただきまして、まず、第2条(身分)につきましては、一般職の非常勤職員となります。

第3条(会計年度任用職員の職)は、第1号から第3号に記載のとおりで、当組合においては、第2号の比較的軽易な事務、労務作業等を行う職務で予定しております。

第4条(任用)については、原則公募とし、選考による能力実証の上、任用いたします。 第5条(欠格事項)は、記載のとおりとなります。

第6条(任用期間)は、採用の日から会計年度の末日までとなります。

続きまして、2ページを御覧ください。第2項で、4回まで更新が可能としております。 次に、第7条(解職)は、各号に該当するに至った場合は職を解くことができることを 規定しております。

第8条(服務)は、基本的に地方公務員法の服務規律が適用となります。

第9条(勤務時間)は、常勤の一般職の勤務時間を超えない範囲としており、1日7時間45分、1週間当たり31時間以内といたします。勤務が6時間を超える場合は、60分の休憩時間を付与することになります。

第10条(年次有給休暇)については、労働基準法に準じて付与いたします。

第11条(年次有給休暇以外の休暇)は、別表第1に記載しておりますので御参照ください。

第12条(休業)は、育児休業、介護休業等を規定し、別表第2に記載しておりますので御参照ください。

第13条(報酬)は、月額、日額及び時間額により支給することとし、当組合においては時間額で支給いたします。

次に、第14条(時間外勤務)は、定められた勤務時間を超えて勤務した場合は、時間 外勤務手当相当分を支給いたします。

次に、第15条(費用弁償)は、一般職同様に、出張した際は旅費を支給いたします。 また、通勤に要する費用を支給いたします。

第16条(期末手当)は、支給の対象となり、6月及び12月に各1.3月、年間2.6月 を支給いたします。

第17条(公務災害補償等)では、通勤及び公務上の災害に対する補償は、労働者災害 補償保険法の定めるところによることとなります。

第18条(社会保険等)については、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによることとなります。

第19条には研修、第20条には健康診断、第21条には被服の貸与を規定していると ころでございます。

施行は令和2年4月1日となります。

補足説明は以上でございます。

○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第4号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番(村山順次郎) できるだけ簡潔にお聞きしたいと思います。

今、御説明をいただいたところを、前回、第4回定例会の御説明の会議録と見比べなが ら聞いておりました。1点だけ違うところがあったかなと思いましたのは13条(報酬) のところであります。前回の説明では検討中ということでありましたが、そこのところがなくなっていたと思います。会計年度任用職員制度自体には、私どもいろいろ課題があるだろうとは思っております。

一方で、一番大きな特徴はやはり期末手当が支給されるということが特徴かなと思います。手元にありますのが総務省自治行政局公務員部が作った事務処理マニュアルですが、改正の趣旨として、臨時・非常勤職員は教育、子育て等様々な分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっていると。このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められており、今般の改正に至ったと、そういう一番最初の改正の趣旨、目的と言ってもいいと思いますが、そういうものがある制度だろうと思うのです。報道では、期末手当が支給されるその財政措置が、国のほうでの措置が非常に遅れたということもあって、時間給、月の報酬を減らして、それを期末手当に充てるという言い方は別かもしれません、トータルとしてはトントンになるように、実際働かれてる方からすると、年間の年収ということになると、そう増えない。期待したほど、2.6か月ほど増えるわけではないという、そういう措置を取る団体もあると聞きます。検討中ということで、今回、検討中というのがなくなりましたので、13条における報酬について御検討のところがまとまったということかなと思いますので、そこのところを御説明いただければと思います。

2点目は、本来ならこちらが先に質問するべきことかなと思うのですが、総務省はこの会計年度任用職員制度を導入するに当たって、団体における臨時職員ないし嘱託職員の働き方、どういう事務をどういうふうに担ってもらっているのかと。地方自治法は言うまでもなく、正規職で担うべきものは正規職でというのが大原則だろうと、私もそう思っておりますが、東久留米市でも昨年、会計年度任用職員制度に関する条例案が出まして、市役所における臨時、嘱託の仕事を全部点検して、ごく僅かではあるのですけれども、これは正規職でやってもらうべきだろうということで正規職にしたところもあるのです。検証して、結果としてこうですということで臨時職員を会計年度任用職員ということであればまだ理解できるのですが、柳泉園組合は各市の市役所ほど大きな組織ではないわけですけれども、その検証、この仕事は正規にしようとか、この仕事は今、臨時職員でやってもらっているけれども会計年度任用職員にしようとか、そういう検証をした上で御提案されているのだろうと。総務省は少なくともそういう対応を求めているはずなので、その検証がどうなっているのかということをお聞きしたいなと思います。取りあえずその2点をお願い

します。

○総務課長(横山雄一) それでは、まず1点目の報酬額についてでございます。

当組合の報酬額につきましては、再任用職員の給与額を考慮し、設定いたしました。最終的には、時給は1,230円で支給することとなります。ただし、来年度においては1,310円、現行は1,490円となっております。決定した基準なのですが、地方公務員法の給与の均衡の原則を基に、職務の内容、知識、技術及び職務経験等を考慮し、再任用職員の職責を超えないことから、再任用職員の給与額を基準に設定しております。当組合においては財政上の理由ではなく、あくまで職責の理由からでございます。

続きまして、嘱託員の検証についてでございます。当組合におきましては、現在、検量に3名、厚生施設の受付に4名の嘱託員を雇用しております。受付の事務を現在やってもらっている状況で、4月以降も同様の事務を行っていただく予定となっております。その嘱託員に関して、今回、令和2年度からは会計年度任用職員として位置づけ、採用していく予定となっております。

○3番(村山順次郎) 後段のほうですけれども、2職種というか、2つの職場で現在働いていただいていて、来年度からはこの条例に基づいて会計年度任用職員にという、市役所と比べると非常に口頭で聞いてぱっとつかめる内容ではあるのですけれども、ただ、国の制度の設計上は検証して、やはり今、臨時職員でやってもらっている方を会計年度任用職員にという、検証したという形を取っているかどうかというのは非常に重要だろうと思うのです。私の受け止め方の違いなのかもしれないのですが、結果としてそういう御説明だというのは分かるのですけれども、これこれ、こういう手続に基づいて、こういうところで検証したところ、会計年度任用職員で引き続き担ってもらおうというふうになったという御説明にはなっていないように感じるので、その点、そういう課題認識で今回御提案に至っているのかどうかも含めて、もう少し御説明いただければなと思います。

前段の報酬のところは、私はこの制度の趣旨、私どもの会派、私どもの政党は、この制度について意見を持っております。意見を持っておりますが、それとは別に、実際担われる、実際その事務を担っていただく職員の条件を適正に、私の意見で言えば改善するということが求められる。私の認識では、再任用の方は再任用、会計年度任用職員の方は会計年度任用職員だろうと思うのですね。ここの均衡ということで、結果的に仮に2.6か月支給して、現在の1,490円の時間給とした場合、逆転現象みたいなことが起こるとすると、会計年度任用職員に担ってもらう事務については、これはこれで今度の制度で改善をして

いく、適正な勤務条件を確保していく。再任用の方の労働条件がそこで逆転してしまって 課題があるというのであれば、それはそれで改善をするというのが正しい在り方ではない かなと思うのですね。あくまで財政上の理由ではないという御説明なのですが、私はこの やり方、その課題の是正の仕方はこの制度における趣旨に適していない、合っていないの ではないかと思いますが、御見解を伺います。

○総務課長(横山雄一) それでは、まず、検証についてでございますが、当組合として 検証した結果、職務の内容等において常勤の一般職が担う仕事ではないと判断しておりま す。その関係で、これからも会計年度任用職員でお願いしたいと考えているところでござ います。

次に、再任用職員との報酬の関係でございますが、それを基準にしたということで、それを超えることは我々としてはできないと考えております。また、再任用職員の給与を上げるということになりますと、こちらについては東京都の都表に準じて支給しているものですから、そちらは我々が独断で変えることはできませんので、それに準じて支給しているところでございます。

○3番(村山順次郎) もう終わりますけれども、東久留米市ではということになるのですけれども、昨年の第2回定例会で、同様の会計年度任用職員制度を実施するための条例案というのが出されたのですけれども、それに伴って、その前段で、嘱託員、臨時職員の任用状況ですとか、何の課にどういう仕事で何人職員が現在いらっしゃると検証した結果、ごく僅かですけれども、ここはこうしようという改善、変更も行ったという資料も示されて、提案をされていると。ですので、形式は整っているやり方だったろうと思うのですね。その点で、御説明を聞けば、こことここに臨時職員、嘱託職員がいらっしゃる、これをというのは分かるのですけれども、私はやはり検証したという形式を整えていただくということが、この条例提案の段階では必要だったのではないかということは指摘をしておきたいと思います。

再任用職員の方と会計年度任用職員の方と、実際お仕事をしていただくに当たって、その現場において受持ちがあることは、これは分かります。分かりますが、法の趣旨、制度の趣旨から考えたときにいかがだったのかなと。柳泉園組合において、職員の勤務条件等に関わる条例改正については、基本的には東久留米市に準拠するという形を取られてきたと思うのですが、この2.6か月の期末手当支給とかについては、東久留米市と少し違う御提案をいただいているということも認識がありましたので少し突っ込んでお聞きしました

が、そこの点は課題だろうということは指摘をしておきます。

- ○議長(三浦猛) ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。
- ○8番(山崎美和) 今の質疑を聞いていて、少しそれにも関連していくのですけれども、会計年度任用職員制度を今の嘱託員制度を変えて会計年度任用職員制度にしていくということで、一つあるメリットとして期末手当がつくからというものはあるから、そこの部分はよしとするところかなと考えていたのですけれども、今回の場合だとそれすらなくなってしまって、結局、年収では変わらないということになるのですか。その辺りの金額の差です。今のままでの時給で期末手当を出してやった場合の年収と、そうではなくて計画で下げている場合の年収とでどれくらいの差があって、それが具体的に再任用短時間職員と差がどれくらいあるのかというのをお示しいただきたいなと思うのと、あと、それがないとなったら、今の嘱託員が会計年度任用職員になりましたよと言われて、メリットになる部分というのは何かあるのか、あれば教えていただきたいなというのが一つあります。まず、それでお願いします。
- ○総務課長(横山雄一) 年収についてでございます。現行の時給のままでいきますと再任用をはるかに超えてしまうため、今回調整させていただいておりまして、最終的に現在の年収との差につきましては、約1万円程度アップするような形となっております。 (「メリットについては」と呼ぶ者あり)メリットについてでございますが、年間1万円のメリットぐらいしかないですね。再任用との差につきましては、再任用より10万円ぐらいですか。
- ○3番(村山順次郎) 休憩してもらったほうがいいのではないですか。
- ○議長(三浦猛) では、暫時休憩します。

午後 1時44分 休憩

午後 1時47分 再開

- ○議長(三浦猛) 休憩を閉じて再開いたします。
- ○総務課長(横山雄一) 失礼いたしました。まず、再任用職員との年収の差でございますが、約10万円ほどの差になっております。10万円、再任用が多い状況となってございます。また、メリットにつきましては、休暇制度の充実が一番のメリットだと認識しております。
- ○8番(山崎美和) すみません、突然申し訳なかったです。ありがとうございます。つ

まり、嘱託員の時給を下げると再任用との年収の差が10万円になるという、そういうことでよろしいですね。分かりました。どれくらいの差をつけるべきなのかという基準があるのかないのか分からないのですけれども、会計年度任用職員にしていきましょうという法の趣旨自体も、今、嘱託員でやっている人たちが、それでは生活を支えることができないから、そういう要望がずっと出てきた中でできてきたものでもあるので、そういうのを考えると、1万円はアップしましたというのはささやかな気持ちなのかもしれないですけれども、10万円の差だって10万円にしなくたってもう少し上げられるのではないかとか、そういう計算もできるのではないかなという気はしますので、その辺りの御見解をお伺いしたいなと思うのが1点です。

それから、再任用職員がそもそも少ないのだというのが私は問題なのだと思うのですね。 再任用職員が少なくて、今こういう事態が起きてしまっているよという現場の声もきちん と都表にも上げていって、再任用職員が上がっていくような状況になっていけばいいなと 思うので、そういうことがこちらから上げていくことができるのか、そういうわけではな いのか、少しその辺をお伺いしたいと思います。

あと、私が心配しているのは会計年度任用職員制度というのが、今、嘱託員を置き換えるというだけでなくて、今いる一般職がパートではなくてフルタイムという形で使われていくようになっていくことがあるのかどうかということなのです。実際に、この条例の中では、パートにします、フルタイムにしますということは決めてなくて、パートタイムにしますということは規則のほうでだけ書いてあることなので、規則の中身は議会では議論することもできなくなっていってしまうところで、パートでなくて今後はフルタイムをやるようにしますというふうになっていくのではないかなということを大変私は危惧しているのですね。

柳泉園組合の場合は職員を、今、令和2年度で30人いるけれども、これを25人にしていきますという計画を立てていて、それが必要が出た場合は嘱託員でやっていきますということをこれまでも言っているのですね。でも、実際には、嘱託員だと短時間でどうにもやりにくいということになっていけば、そもそもが一般職なのだからフルタイムの仕事の内容もしているわけだしということで、フルタイムに置き換えていくということは十分あるのだろうなということを考えているのです。私、このフルタイムにすることが問題だと思うのは、一般職の職員は一般職のままでやっていくべきであって、わざわざ非正規雇用で1年ごとの契約の職員に置いていくという、その制度をここでつくってしまうという

のは、私は問題だなと思っているのですね。

お考えを聞きたいのですけれども、現在、臨時だとか非常勤の職員を常勤の職員同様の一般職としていながらも、非正規職員の位置づけでどんどん毎年1年ごとという形で厳格化をしていこうとしているということで、実際に現在、会計年度任用職員で各自治体が募集をして進めていますけれども、そういうのも、例えば特別支援学校の介助だったり、介護だったり、保育士だったり、保健師だったりという継続性が必要で市民の保健衛生だとか教育福祉、それを担う専門性の重要なところが、そういうふうにしてもう既に募集がかけられているという状態なので、柳泉園組合の業務というのは、私が言うまでもなく、業務の継続性と専門性が担保されなければならないものだと思うので、一般職を会計年度任用職員に置き換えるということはあってはならないと私は考えているのですけれども、それについての御見解を伺いたいと思います。

○総務課長(横山雄一) それでは、まず初めに、再任用職員との給与の差でございますが、今回、時給を決定した際には、嘱託員の年間の支給額を基準に考えて今回の時給になっております。また、都表について東京都のほうへということですが、確認程度はできると思いますので、確認はしていきたいと考えます。

最後に、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、現時点では予定はしておりません。ただし、今後、職員数や業務の内容等変化があることも考えられますので、今後、引き続き調査研究していきたいと考えております。

- ○議長(三浦猛) ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。
- ○5番(森しんいち) 簡単な質問なのですけれども、まず、現在の臨時職員、嘱託員の方々というのは、現在は嘱託員の場合、5年雇い止めとかそういうのは行っているのかどうかというのをまず1点。それと、あと、会計年度任用職員になって、会計年度でやるわけですけれども、4回というのが2ページに出ていますけれども、任用期間を4回に限りと出ていますけれども、これは毎年毎年、何らかの評価をしなければいけないのだと思うのですけれども、ここら辺、どういう方法を取るつもりなのか。面接なのか、ただ期間中の勤務状況の記録で評価するのか、そこら辺のところを少し教えていただきたい。
- ○総務課長(横山雄一) まず初めに、雇用の雇い止めについてでございますが、現在、 雇用の雇い止め等をしている状況はございません。

次に、評価についてでございますが、基本的に所属所長の人事評価を行っていく予定で、 その結果で更新等を行っていこうと考えております。 ○5番(森しんいち) ありがとうございます。5年の雇い止めは現在行っていないということは分かりました。それと、毎年一応人事評価をするということで、それで1年ごとに継続していって、4回をもってそこでまた更新をするかどうかということになると思うのですけれども、この更新に関してはもうここで1回切れて、一般公募をかけて、それで新たな応募者と同じ土俵で再度任用するという形を取るのか、そうではなくて、柳泉園組合の場合、特殊な部分もあると思うので、できるだけ、一応ここで1回は終わるけれども、本人の希望があれば再雇用していくような形を取るのか、そこら辺、どのようにお考えなのでしょう。

○総務課長(横山雄一) 公募の関係でございますが、基本的に4回までの更新で終了と させていただき、その後は一般公募で募集することとしております。

- ○5番(森しんいち) 分かりました。
- ○議長(三浦猛) ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 以上をもって質疑を終結いたします。

これより議案第4号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例に対する討論をお受けいたします。

○3番(村山順次郎) ただいま議題となってなっております議案第4号、柳泉園組合会 計年度任用職員に関する条例については反対したいと思います。

制度そのものですが、先ほども述べましたが、期末手当が支給されるという面はあるものの、政府による財政措置、これも不透明感がございますし、労働条件が改善されるどころか、会計年度に限った任用が法定化されることになり、不安定な雇用を拡大する可能性もあるかと思います。また、この制度が導入された後、フルタイム会計年度任用職員は想定していないというお考えではあったわけですけれども、現在、正規職員が担っている仕事についても、会計年度任用職員に担ってもらうという見直し、こういうことも起こり得るのではないかという懸念をいたします。

柳泉園組合においては、検量などの業務に当たっていただいている方が今いらっしゃって、その方が会計年度任用職員になるという御説明ではあるのですけれども、私が知る限り、これは経常的な、柳泉園組合としてある以上、必ずずっと恐らくある仕事だろうと思います。先ほど質問でも述べましたが、本来はこの制度を導入する前に、その業務がどういうものなのかと、これが本当に会計年度任用職員に担ってもらうべきものなのか、正規

で本来ならやるべきものなのかということが、形式的にでも検証された上での御提案になっているかといえば、私は残念ながらなっているような説明を受けているわけではないと思います。

以上の点から、議案第4号柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例には反対をいたします。

○議長(三浦猛) ほかにございますか。

○8番(山崎美和) この会計年度任用職員制度の新設というのは、そもそもだと一時金などの手当の支給という全国の非常勤職員の切実な要求に応える姿勢を取りながら、真の目的は、正規職員としての格差を温存して、いつでも雇い止めのできる非常勤職員を確保していこうとすることにあると思います。しかも今回のことで、一時金などについても必ずしも確保できるようなそういう制度にもなっていないということも明らかになっていて、ますます問題点は大きいと感じているところです。

任期の定めのない常勤職員を中心として公務を運営していくということが地方公務員法でも大原則となっています。そういう中で、非常勤職員の任用に法的な根拠をここで与えることになってしまうという、法律上も大きな転換点になっているものだと考えております。柳泉園組合の業務は任期の定めのない常勤職員が中心となって担う、このことが大原則であり、不安定雇用である正規職員に置き換えていく道が、今はまだやらないと言っても、開かれていく可能性がないわけでもないということを先ほどの御答弁でも私は感じましたので、こういう制度自体に私どもは反対しておりますし、この条例に私も反対をいたします。

○議長(三浦猛) ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例を採決いたします。 原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(三浦猛) 挙手多数であります。よって、議案第4号、柳泉園組合会計年度任用 職員に関する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦猛) 「日程第11、議案第5号、柳泉園組合職員の分限に関する手続及び

効果に関する条例の一部を改正する条例」と「日程第12、議案第6号、柳泉園組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」と「日程第13、議案第7号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者(並木克巳) 議案第5号、柳泉園組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号、柳泉園組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例及び議案第7号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、いずれも地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、 会計年度任用職員制度が創設され、当組合においても条例制定したことから、所要の整備 を行うものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろ しくお願い申し上げます。

○総務課長(横山雄一) それでは、補足説明を申し上げます。

まず、議案第5号から2枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

第3条(休職の期間)に第3項を追加し、職員においては3年を超えない範囲となって おりますが、会計年度任用職員については、任期の範囲内と規定するものでございます。

また、第5条につきましては、地方公務員法改正に伴う「成年被後見人又は被保佐人」 が欠格条項から削除されたことに伴い、引用条文の整備でございます。

本条例の施行は公布の日からとなっており、第3条第3項については4月1日からと なってございます。

続きまして、議案第6号でございます。議案より2枚めくっていただき、新旧対照表を 御覧ください。

まず、第3条(減給の効果)の規定に、新たに会計年度任用職員も適用する条文を追加 するものでございます。

次に、第4条第3項に、会計年度任用職員は報酬で支給するため、「又は報酬」を加えるものでございます。

施行は、4月1日からとなってございます。

続きまして、議案第7号でございます。議案より2枚めくっていただき、新旧対照表を 御覧ください。

まず、第1条(目的)の規定に新たに会計年度任用職員も適用する条文を追加するものでございます。

次に、第2条第2項に、会計年度任用職員の服務の宣誓は、別段の定めをすることができるとする規定を追加しております。

施行は4月1日からでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第5号、議案第6号及び議案第7号の質疑を一括してお受けいたします。 質疑のある方は挙手にてお願いします。

○3番(村山順次郎) 会計年度任用職員制度についての質問とその見解は先ほど申し述べたとおりですので、その点については繰り返し聞くことは避けたいと思います。

議案第5号の第5条、失職の例外というものの改正なのですが、これは会計年度任用職員制度と関係ない改正かなと思います。この第5条だけ施行の期日が公布の日となっていて、これはいわゆる地方公務員法の改正、成年被後見人制度に関わる改正で、昨年、東久留米市議会でも、東久留米市の皆さんも非常に多岐にわたって幅広い条例に改正すべき点があって、8月の段階で御説明があったものから12月直前になって、しかも初日即決でという、いろいろな条例がいろいろ対応が分かれて、非常に職員の皆さん苦慮されたという経過があるものだろうと思います。本来なら市議会での説明によれば、12月14日施行となるように改正するべきものだったのではないかと思いますが、そういうことであったという説明のように聞き取れなかったもので、その点、どういう御認識か伺います。

〇総務課長(横山雄一) それでは、議案第5号、第5条の関係でございます。

こちらにつきましては、前回の定例会において、給与条例及び退職手当条例の成年被後 見人又は被保佐人の改正を上程させていただいたところでございます。その後、こちらに も引用条文があったことで、今回提案させていただいたものでございます。

○3番(村山順次郎) 12月14日までに改正をしなければならなかったものですよね。 要は、言い方が適切かどうか分かりませんが、改正漏れだったということでしょうか。こ の条例改正について、非常に難しいお仕事の類いだと私は思います。全てを適切に改正す るというのは、国の対応の問題などもあって、職員の皆さんそれぞれの関わる条例改正を 適切に行うというのは非常に難しかったろうと思いますが、一方で、ここは議会ですので、 改正すべき条例は適切に改正するべきというのは基本的なものとしてはありますし、仮に 百に一つ改正漏れがあり、また百に一つ改正漏れによって影響が生じる職員や市民の皆さ んがいてはいけないだろうと思うのですね。ここの点は御認識をもう少しお聞きしたいな と思いますが、助役にお答えいただけますか。

○助役(鹿島宗男) 条例については、私どもの漏れがあったということで今回上程をさせていただきました。今、議員からの御指摘もあるとおり、本来ならばもう少し細かく全体のチェックをするべきだったと考えております。大変申し訳ございませんでした。

○議長(三浦猛) ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 以上をもって質疑を終結いたします。

これより議案第5号、柳泉園組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。討論がある方はいらっしゃいますか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第5号、柳泉園組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部 を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[替成者举手]

○議長(三浦猛) 挙手多数であります。よって、議案第5号、柳泉園組合職員の分限に 関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。 次に、議案第6号、柳泉園組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正す る条例に対する討論をお受けいたします。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第6号、柳泉園組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正 する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[替成者举手]

○議長(三浦猛) 挙手多数であります。よって、議案第6号、柳泉園組合職員の懲戒の 手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例に対する討論 をお受けいたします。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第7号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(三浦猛) 挙手多数であります。よって、議案第7号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦猛) 「日程第14、議案第8号、柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者(並木克巳) 議案第8号、柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第44条の規定により、地方公務員法の一部が改正され、同法第16条第1号に規定されている「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことから、引用している条文を整備するため、御提案申し上げるものでございます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第8号、柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 質疑なしと認めます。

これより議案第8号、柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例に対す

る討論をお受けいたします。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第8号、柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第8号、柳泉園組合職員の旅費に 関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦猛) 「日程第15、議案第9号、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」と「日程第16、議案第10号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者(並木克巳) 議案第9号、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に 関する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度の指定管理者導入に当たり、指定の手続等を定める必要があることから、条例を制定するため、御提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第10号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例の提案理由 について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度の指定管理者導入に当たり、使用時間、管理、利用料金などについて定める必要があることから、所要の整備をするため、御提案申し上げるものでございます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(三浦猛) 補足説明を求めます。
- ○施設管理課長(山田邦彦) それでは、補足説明を申し上げます。

議案第9号、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例についてを 御覧ください。 1枚めくっていただきまして、第1条では、この条例が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき定められたことが記載されております。

第2条及び第3条は、指定管理者の募集のために柳泉園組合が公表する事項及び希望者 が申請の際に提出すべき書類等、また応募不適格要件等が定められております。

第4条は、選定を行う際の基準を定めたものでございます。

1枚めくっていただきまして、第5条は、公募によらない指定管理者の指定を行うことができる規定を定めたものです。

第6条は、選定委員会により選定され、議会の議決を得た後、指定管理者決定事業者に 指定書を交付し、また公表する旨を定めたものです。

第7条には、指定管理者と締結する協定の内容について記載されております。

第8条には、指定管理者が行うべき管理の基準について記載されております。

次ページになります。第9条では、指定管理者が行うべき業務の範囲について定めております。

続きまして、第10条には、指定管理者が協定を遵守しない場合などに、管理者は指定管理者の指定の取消しを行えること、また、その際に生じた損害について、管理者はその責を負わないことが記載されております。

第11条では、指定期間が完了した際には、指定管理者は厚生施設の原状回復義務を負う旨を記載しております。

第12条では、指定管理者が厚生施設に損害を与えた場合の損害賠償義務について記載 されております。

第13条には、指定管理者を選定する選定委員会の設置について記載されております。 また、詳細につきましては要綱により規定する予定でございます。

1枚めくっていただきまして、施行は令和2年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第9号資料を御覧いただきたいと思います。指定管理者指定スケジュール(案)でございます。

今回のスケジュールは、主に事業者の選定に係るスケジュールでございます。

選定等に関わります実際のスケジュールにつきましては、第1回選定委員会の中で決定をいただき、「案」を取った形で公表し、そのスケジュールに沿って指定管理者候補の選定を行っていきたいと考えております。

続きまして、議案第10号柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例について御説

明させていただきます。

議案を2枚めくっていただきまして、議案第10号資料、柳泉園組合厚生施設条例新旧 対照表を御覧ください。

まず、第6条の2第2項でありますが、指定管理者が厚生施設の管理を行う場合、管理者の承認を受けて臨時に使用時間の変更、また臨時に休業日を設けることができる規定であります。

次に、第8条第2項ですが、利用者が柳泉園組合厚生施設条例に違反し、その使用を取り消された場合に、柳泉園組合及び指定管理者はその損害の責を負わない旨を規定しております。

次に、第12条ですが、地方自治法第244条の2第3項により条例で規定するもので、 指定管理者に厚生施設の管理を行わせることができる根拠となる条文になります。また、 第2項には、指定管理者が行う業務の範囲、1枚めくっていただきまして、第3項には、 指定管理者が管理を行う場合、この条例を適用するための読替規定になります。

次に、第13条ですが、指定管理者に管理を行わせる場合、指定管理者は条例の定める 範囲内で管理者の承認を得て利用料金を定められる旨を規定したものです。第2項は、利 用料金制度を導入し、利用料金は指定管理者の収入とする旨を規定したものでございます。 第3項は、年度が終了し、収入が支出を上回った場合、指定管理者は一定額を管理者に納 付する旨を規定するものです。詳細につきましては、毎年度、柳泉園組合と指定管理者と で話合いを行い、協定に定める予定です。第4項には、指定管理者が管理を行う場合、利 用料金となるため、条例中の使用料を利用料金と読み替えるための規定になります。

施行日は令和2年4月1日を予定しております。また、附則には現条例から改正条例施 行後への経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第9号及び議案第10号の質疑を一括してお受けいたします。質疑のある 方は挙手にてお願いします。

○8番(山崎美和) 指定管理者制度というのは本当にあちらこちらでやっているのを見ていても、指定管理者がよければいいし、悪いとかなりサービスの質が下がるしというので、やはり選定も大事だし、あと、選定した後に監理監督をどうやっていくかということが大変重要になっていくのだろうなと思っています。ここの厚生施設というのはプールで

すとか、お風呂ですとか、命に関わるような事故が起きると大変な施設もあるので、私もその点、大変心配しているところです。やはり指定管理者導入でイコールコスト削減となると、職員削減が進められるのではないかとか、非正規職員が常態化していくのではないかとか、そういう心配というのがどうしても出てくるのですけれども、現在の厚生施設の職員の職務ごとの人数を教えていただきたいのです。委託の職員もいると思うので、直轄直営でやってるのが先ほど言っていた、今度、会計年度任用職員が受付だったりとかあると思うのですけれども、その人数を教えていただきたいのが一つです。

それから、安全性を保てなくなるリスクというのがやはり一番私は気にかかるところで、 指定の手続等に関する条例第4条、選定の基準の中で(1)のところに、市民の平等な利 用が確保されることというのがあります。そのほかにも様々、そのための物的、人的な能 力を有しているとか、そういうところで雇用もしっかりと見るのだろうなと思うのですけ れども、ぜひここに安全を確保するということ、利用者の安全を確保するとか、職員の安 全を確保するとか、そういうところもぜひ組合とそれから指定管理者との合意事項として 進めていっていただきたいと思うのです。

皆さんも記憶に新しい、もう少し前のことですけれども、平成18年に埼玉県のふじみ野市の市営プールで事故が起きました。指定管理者制度の下での大変悲惨な事故だったのですけれども、小学2年生の女の子がプールの吸水口に吸い込まれて死亡しました。事故は、吸水口の栅状の蓋が外れていたにもかかわらず、監視員も現場責任者もそのことを知っていても、その危険性が理解できないで営業を続けていたという、ずさんな管理の上に、それがさらに教育もできていないとか、ずさんがずさんを呼んだ事故だったということがその後の事故調査で報告されていました。このプールの管理は市の教育委員会が施設管理会社に委託していたのですけれども、運営管理の実務は市に無断で下請に丸投げしていたそうです。委託契約書で監視員には日本赤十字社とか日本水泳連盟の講習を受けるように義務づけていたのだけれども、アルバイト監視員には一切その安全教育をしていなかったということが後で分かったとか、そういうことがあったそうです。

委託先がやった管理で委託先の手落ちかというところだと思ったのですけれども、最終的には裁判で刑事責任を追及され、業務上過失致死で有罪実刑判決を受けて職を失ったのは、その当時のふじみ野市の担当の課長と係長だったということで、やはり責任はこの委託をしたときに組合にあり、組合の職員が最終的に責任を取らなければならなくなるのだということ、この事件は大変恐ろしいなと思っております。

業務委託するときに委託先がどのようなことをやっているのか、職員は教育を受けて、継続性を持って施設の安全確保、それから管理運営面での点検とか監視とか、そういう管理体制についても徹底した安全対策を行っているのかどうかという、そういうのは細かいマニュアルが必要になってくると思うのです。このような整備ですとか、そういうことについて、指定管理者の監理監督をどういうふうにやっていくのか、その辺りの御見解を伺いたいと思います。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、まず人数の点からお答えします。

現在は職員側が再任用 1 名、嘱託員 4 名、計 5 名で運営をしております。委託業者のほうは、時間が長いこともあるのですが、5 0 名、今いらっしゃるそうです。掃除の方、監視員の方、設備の方、全て含めまして 5 0 名ということでございます。

それから、次に御質問いただいた安全の関係でございますが、柳泉園組合としては、もちろん経費の面も指定管理者制度を導入する際の重要なポイントではあるのですが、それ以上にやはり利用される方の安全というのは考えております。と申しますのは、やはり柳泉園組合の厚生施設というのは、近隣にお住まいの方の御要望でできたものでございまして、また利用される方は非常に近隣の方が多うございます。そのような方がもし柳泉園組合で事故等があって何かあった場合は、私どもはもう顔向けもできませんし、また皆様との関係についても難しいことになる可能性もございますので、今でも安全については十分配慮して管理をしていただいております。お風呂とかございますので、たまに中で貧血で倒れられた方とかいらっしゃいます。そのような場合は、必ずこちらに報告が上がるようになっております。どのような対応をしたのか、また多少不適切なことがあれば、また協議をしようということを委託の方とも話し合いながら行っておりますので、指定管理者制度を導入する際に、選定の際にもそうですけれども、導入した後にもそのようなコミュニケーションをきちんと取りながら、お客様の安全というのを第一に考えて管理をしていただけるように、指導といいますか、お願いといいますか、協議していきたいなと考えております。

あと、マニュアルのお話がございましたが、今の委託業者の方でも基本的なマニュアルは全て持っておりますので、それ同様のもの、またそれ以上のものを指定管理者には求めてまいりたいと思います。また、指定管理者制度を導入した際には、モニタリング、当然、どのような形で行っていったらいいのかまだちょっと雲をつかむような話なのですが、書類のやりとりですとか、今まで以上にきちんとした形でモニタリングを行ってまいりたい

と考えております。

○8番(山崎美和) 前回配っていただいた指定管理者制度導入についての資料なんかを 読んでいますと、利用者の声をかなり細かく聞いて反映させているなというのをとても私、 感心をしながら読ませていただきました。このような利用者の声を聞くシステム、姿勢を、 指定管理者制度になってからも組合が保ち続けていくということが大事だと思います。ど うしても利用者の声がどこに行くのかというのが押しつけ合いになりがちですが、しっか りこの組合がその声を聞くのだということ、それを反映させるのだということが大事だと 思います。今の御答弁は、私も聞いて大変心強く思いました。安全と安心に不安のある業 者は選択をしないということ、それから、安全、安心の確保が最優先だという共通認識を 指定管理者とも一緒に持って、それで運営していくということを心がけていただきたいな と思います。

指定管理者をやっている会社などで聞いたことがあるのは、それは管理会社のほうが提案したものなのですけれども、例えば安全・安心確保委員会というようなものを管理会社のほうで設置をして、そこで何かそういう委員会を開催したときには、その結果を常に組合や行政に上げていくだとか、それから職員が一斉に施設とか設備の安全点検を行う。そのときに、行政だったり組合だったりが一緒に参加して立ち会っていく。そういうことをやっているところもあります。ぜひこういう具体的な安全確保のやり方はどうしたらいいかということも、指定管理者を決めていくときに、管理会社とよく協議していっていただきたいなと思っております。これは要望で結構です。

○議長(三浦猛) ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

○3番(村山順次郎) 1点だけ。もう既に対応されているとは思いますが、要望として申し上げておきたいと思いますのは、先ほどの御答弁にもありましたが、この厚生施設というのは周辺住民の皆さんの要望によって造られたというお話がございました。私も西団地に長く住む結構高齢の方から、その当時の管理者と懇談したときに、ぜひお風呂を造ってくれとみんなでお願いをしたら、それができたんだよと言われていて、それが直接のきっかけだったかどうかは私は分かりませんけれども、そういう経過のある施設であり、先ほども申し上げましたけれども、ここで柳泉園クリーンポートが運転できているということはとてもありがたいこと、とても幸運なこと、これは御努力によるものだろうと思いますが、その役割の一つとして厚生施設があるものだろうと思うのですね。どういう事業者が指定管理者に選ばれるかどうかまだ分かりませんけれども、ぜひその施設の性格、ど

ういう役割を持っている施設なのか。単なるお風呂、単なるプールではありませんという ところを十分事業者にわかってもらった上で提案をいただき、選定をすると、そういう工 夫をお願いしたいと思いますが、ひとついかがでしょうかということが一つであります。

スケジュールもいただきまして、今年の暮れ頃には、第4回定例会には、どの事業者が担うことになるかというところも含めて御提案をいただいて、議会で審議をするという経過だろうと思うのですが、それまでの間、これはもうやられていると思うのですが、一つ一つのステップで、周辺自治会の皆さん、周辺住民の皆さんに情報提供、もちろん選定の過程で秘密にしなければいけない情報や期間があると思いますけれども、一つ一つのステップで御説明をし、御理解をいただく、この手だて、手続を取っていただきたい。結果的に指定管理者が選ばれて、こんなつもりではなかったと言われないようなところ、納得ずくで進めていただく手だてを取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、御答弁申し上げます。

手を挙げていただいた指定管理者の方には、そのような柳泉園組合の今ある状況等は十分御説明しながら、なるべく御理解いただいて、それで運用していっていただきたいなと思います。また、情報の提供につきましては、折に触れまして、今議員おっしゃっていただいたように、お示しできるものはお示しをしながら、一歩ずつ進んでいきたいと考えております。

○1番(野島武夫) 指定管理者制度導入でいろいろと民間の力を使ってサービスの向上とか、また安全面を配慮してということが期待できるのだと思うのですけれども、今、行政報告で厚生施設についてということで議会で報告があるのですけれども、指定管理者制度を導入した場合、こういう従来どおりの行政報告の中で、今までの流れの中でしていくものかの確認と、いろいろと利用者の要望等でこうしてほしいとかいろいろな要望があった場合、やはりここで例えば要望、質問等して、それを管理者から指定管理者のほうに要望が伝わるような形ができているのでしょうねということが、要望なのですけれども、その辺の確認をさせてください。

○施設管理課長(山田邦彦) 議会ごとにお示ししている行政報告の内容でございますが、 まだ少しイメージとしては湧かないのですが、なるべく現状に近いような形で、またでき れば同じような形でお示しができればと思っておりますが、指定管理者とのやりとりもま だ始まっておりませんので、またそれは始まった段階で検討してまいりたいと思っており ます。また、厚生施設についての意見でございますが、もちろん指定管理者に直接意見を 言っていただくことも市民の方は可能でしょうし、私どもに言っていただくのも結構なことだと思いますし、また、こういう議会の場を通して御意見をいただくのも、もちろん今までと変わらなくできると思います。また、それを定期的に行う予定であります指定管理者との打合せの中で指定管理者にお伝えして、それがかなえられるのか、かなえられないのか、その辺はまたそこでよく協議をしていきたいと思っております。

- ○議長(三浦猛) ほかにございますか。
- ○6番(稲垣裕二) それでは、何点かお尋ねをさせていただきます。

指定管理者制度導入ということで、これから先、募集要項の決定及び仮協定、そして議案上程、いろいろ進んでいくと思いますので、細かい点についてはおいおいその機会に尋ねさせていただきたいと思いますが、今回は議案第10号、厚生施設条例の一部改正についてお尋ねをさせていただきます。

今回、使用料から利用料金制を導入するということで、議案として上程をされておりますけれども、利用料金制導入についての、まずはその判断の基準ですね。なぜ利用料金、指定管理者だから利用料金制だよと、こういうことではないので、利用料金制導入という、その判断基準は一体どこに持たれているのかという点ですね、まずここについて。利用料金制を導入することによって、柳泉園組合にとって一体どんなメリットを想定されているのかという点。

それと今回、使用料から利用料金制にするということでございますので、施設使用料の今までの考え方ですね。例えば、野球場で大人用だと平日1時間800円、土日1時間1,000円とかありますけれども、まずはここの使用料の考え方について、どういう考え方をお持ちになられていて、今回、利用料金制に移行するに当たって、使用料の考え方をどうするのか、考えがあるのかどうかについてもお尋ねさせていただきます。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、利用料金制のまずメリット、なぜ利用料金制度 を採用したかということでございますが、やはりどちらの団体様もそうだと思うのですが、 利用料金制度を導入することによりまして、指定管理者のモチベーションといいますか、 やはりお客様に来ていただいた分だけ実入りといいますか、売上げが上がるということが 指定管理者のモチベーションになるのではないかということがございます。

それから、柳泉園組合にとってのメリットということでございますが、やはり利用料金でその分モチベーションを上げていただいて、たくさん利用料金を上げていただければ、 私どもの持ち出し、指定管理料のほうが減額できるのではないかということでございます。 使用料金の考え方でございますが、まだ今のところ特に指定管理者制度を導入したからといって変えようという考えは持ってございません。また、これから指定管理者制度が導入されまして、指定管理者のほうとも意見交換をしながら、利用料金、使用料金の在り方については検討してまいりたいと考えております。

○6番(稲垣裕二) まず、1点目の判断基準については、指定管理者のモチベーションが上がるという、それはもちろんそういうことですよね。指定管理者にとって運営がしやすいと、そういうことで導入をされるのかなとは思っていますので、それを前提としたときに、3番目の質問からいうと、使用料のマックスはこちら、柳泉園組合で決めるわけですよ。そこをマックスとして、指定管理者がそれから下を幾らにするかはお決めいただくことですが、その上限の決め方について、今の料金体系、使用料があるわけです。そこの根拠は何なのかということなのです。今回、利用料金に移行するわけですから、現在の使用料の根拠は一体何であって、今後、指定管理者制度に移行するに当たって、その根拠を引き続き用いるので料金、使用料は変更しない、いわゆる利用料金を変更しない。あるいは、ここで一旦見直して、使用料をもし変えるのであれば、今までの基準からすると、こういうふうな考え方になるので、一部少し変更する部分が出てくるとか、そういう議論がされているのかどうかですね。これについてです。

それと、課長から御答弁いただいた 2 点目のことについては、指定管理料が安くなる云々と、恐らくキックバックというか、バックされる、そのことを一部利益が黒字になった場合に一部戻されるという意味でおっしゃられたのかなと思うのですが、そこは先ほどの条例一部改正の中にもあったように、相談をする、あるいは今後協定で幾つ、例えば 2 分の1 なのか、よく分かりませんけれども、どれだけ組合に返すのか、恐らく議論されることになるのだと思いますが、指定管理料そのものについて私は言うつもりはなかったのですけれども、本来は応募される業者の方が、幾らで指定管理をやりたいのだと多分言ってくるのだろうなという気はしていますが、今、そういう議論になったので、あえて言わせていただくと、どうなのでしょうか、組合としてはおおむねどの程度を考えているのか。というのは、結局、厚生施設の入りの部分からいうと、厚生施設だけいうと、大体通年ならしていくと6,000万円程度でしょうかね。ほかを入れると6,500万円とか7,000万円近辺。この出のほうは、ざっくり言うと1億5,000万円ぐらいで来ていると。恐らくその差ぐらいを想定するのかなと思いますが、組合としてその辺の想定はどう持たれているのかについてもお尋ねいたします。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、まず、使用料金の決定の根拠等のお話でございますが、実は消費税が8%から10%に上がった際にも、周辺の施設等の料金の値上げについて確認をさせていただきました。そうしましたところ、やはりどこの施設も値上げの予定はないと。過去にさかのぼって調べましても、どの施設も10年、20年と料金改定を行っていなかったようでございます。柳泉園組合といたしましても、過去に料金を設定した際には、周辺の施設等の料金ももちろん参考にさせていただきながら、決定したのだと思っております。

あと、指定管理料の件でございますが、議員おっしゃるとおり、支出から収入を差し引いた額、今、ざっくりでいいますと8,000万円ぐらいを今のところ想定しております。 まだこちらのほうは詳しい計算を行っておりませんので、指定管理者のほうには上限という形でお示しをするのがいいのか、またその辺についてもこれから検討してまいりたいと考えております。

○6番(稲垣裕二) 指定管理料については、実際に募集をかけたときに、業者のほうが 幾らでどうだろうと出してくる話なので、ここで深い議論をしてもと思いますので、それ はまた募集要項ができて、これからプロポーザルに入って、実際の協定の中身でいろいろ と確認をさせていただきたいなと思います。

もう1点、その使用料のことについてですね。消費税のお話を今されたし、近隣がどうなのかというお話もされましたけれども、今すぐにというのはなかなかこれは難しいのかと思いますが、例えば東久留米市でも受益者負担の在り方という考え方をお持ちになられていますし、各市みんな受益者負担の在り方という考え方を、そしてまた、この施設は周辺の住民の方へのという位置づけもあるわけですから、原価計算があって、位置づけがこうだから、したがって使用料がこうなのだという、実はそういう説明ができるものがやはりあるべきなのだろうなと思うのです。

だから、周りが例えば500円だから、では、うちは400円にしておこうか、450円にしておこうか、にしか見えないのです。本来そうではないのだろうと思うので、私は本来は指定管理者制度導入に当たって、そこまで踏み込んでしっかりと原価計算をして、この施設費としては幾らなのだということを本来私は出すべきだと思っています。今からではそれはもちろん間に合わないのかもしれませんが、いずれにしろ使用料のことについては、使用料のマックスの扱い方については、指定管理者ではなくて、こちら柳泉園組合で決めるわけですから、一度その辺については組合内で確認、議論をしていただいて、今

後どうあるべきかを示していただきたいなと申し上げて終わります。

○議長(三浦猛) ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより議案第9号、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に 対する計論をお受けいたします。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第9号、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例を 採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第9号、柳泉園組合公の施設の指 定管理者の指定の手続等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例に対する討論をお 受けいたします。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第10号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第10号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

○議長(三浦猛) 休憩を閉じて再開いたします。

○議長(三浦猛) 「日程第17、議案第11号、令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者(並木克巳) 議案第11号、令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計 補正予算(第3号)の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じましたので、現予算の総額 26 億5, 912 万3, 000 円に対し、歳入歳出それぞれ 895 万1, 000 円 を追加し、予算の総額を 26 億6, 807 万4, 000 円とさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろ しくお願い申し上げます。

○総務課長(横山雄一) それでは、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入の職員退職給与基金繰入金及び歳出の退職手当の予算を調整させていただく内容でございます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項 の補正額につきましては、それぞれ表に記載する金額でございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

事項別明細書、3の歳出でございます。まず、款2総務費、項1総務管理費、目1人件費、節3職員手当等、説明欄記載の退職手当895万1,000円の増額補正でございます。こちらは、年度途中に職員1名が普通退職したことに伴い、不足する予算の補正を行うものでございます。

続きまして、10、11ページを御覧ください。

2の歳入でございます。款5繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金は、 退職手当に充当するため、同額の895万1,000円の増額でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第11号、令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計補正予算(第3号)の質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 質疑なしと認めます。

これより議案第11号、令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計補正予算(第3号)に対する計論をお受けいたします。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第11号、令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第11号、令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦猛) 「日程第18、議案第12号、令和2年度柳泉園組合経費の負担金について」「日程第19、議案第13号、令和2年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

〇管理者(並木克巳) 議案第12号、令和2年度柳泉園組合経費の負担金についての提 案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び関係市の負担 金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第13号、令和2年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御 説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ 2662, 436万5, 000円で、前年度に比べ7, 791万9, 000円、3.1%の増でございます。予算編成に当たりましては、関係市及び柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況にございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、関係市負担金は 1262, 344万2, 000円で、前年度に比べ5, 785万円4. 5%の減となり、可能な限り負担金を抑えることに努めました。なお、令和 2年度の主な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろ しくお願い申し上げます。

○総務課長(横山雄一) それでは、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第13号資料、令和2年度柳泉園組合一般会計予算資料と題した書類を御覧ください。

本資料は、令和2年度の事業計画で、予算見積りの根拠となっております。

本資料では、議案第12号、令和2年度柳泉園組合経費の負担金についてに関連がございますので、その負担金の算出方法について御説明させていただきます。

それでは、資料の21ページを御覧ください。

柳泉園組合負担金の計算方法でございます。関係市の負担金の負担方法及び私車処分費の取扱いにつきましては、前年度と同様の計算方法で算出しております。

次に、22ページを御覧ください。令和2年度柳泉園組合負担金の計算式でございます。 まず、令和2年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分け、さらに財産的経費は 公債費と公債費以外の経費に分けます。この公債費以外の経費には、報酬、積立金、工事 請負費、厚生施設費及びクリーンポート長期包括運営管理事業の大規模補修のうち、更新 事業に係る経費となっております。なお、負担金以外の歳入の取扱いにつきましては、財 産的経費の総額から差引きをします。

1は、財産的経費の公債費に係る負担で、公債費から歳入を控除し、その残額を清瀬市及び東久留米市は4分の1、西東京市は4分の2の負担でございます。西東京市の4分の2の負担につきましては、合併前の事業に係る起債でございますので、2市分を負担しているものでございます。起債の償還につきましては、令和4年度に完済となる予定でございます。

2は、公債費以外の財産的経費に係る負担で、公債費以外の経費から歳入を控除し、その残額を各市それぞれ3分の1の負担でございます。この公債費以外の経費は、議会費、総務費の報酬及び積立金、工事請負費並びに厚生施設に係る経費、クリーンポート長期包括運営管理事業に含まれている大規模補修費のうち、設備の更新事業費でございます。

なお、令和2年度は財産的経費の総額より負担金以外の歳入総額が上回っているため、 計算上ではマイナスとなります。

次に、3は、経常的経費に係る負担で、ごみ処理費、し尿処理費、共通経費と区分いた します。共通経費は、報酬及び積立金を除く総務費と予備費の合計となり、ごみ及びし尿 の関係市の搬入割合での負担となります。ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に案分した共通経費を加え、関係市の平成30年度の公車のごみ搬入実績量の割合で算出いたします。

し尿処理分としての負担は、し尿処理費に案分した共通経費を加え、関係市の平成30 年度の公車のし尿搬入実績量の割合で算出をいたします。

次に、4は、東久留米市環境整備負担金に係る負担、2,900万円は、清瀬市及び西東京市の平成30年度のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただきます。

続きまして、23ページを御覧ください。5の負担金の(1)私車処分費精算前の負担金の表は、財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計額で、表に記載のとおりでございます。

(2) 私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は令和元年度からの繰越金に含まれておりますが、負担金の計算では私車処分費は除いて算出し、ここで控除しております。関係市の負担金の内訳は、それぞれ表に記載のとおりでございます。

6の表は、令和2年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳は それぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、一般会計予算について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案第13 号、令和2年度柳泉園組合一般会計予算と題した予算書を御覧ください。

まず、一般会計予算書の2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算は 款項の区分における予算で、予算額はそれぞれ記載する金額でございます。

次に、7ページを御覧ください。7ページから9ページにかけて歳入歳出予算事項別明 細書でございます。1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。2の歳入でございます。

まず、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金、予算額が12億2,344万2,000円で、前年度に比べ5,785万円、4.5%の減でございます。減の主な理由ですが、歳出予算の一般財源が前年度に比べ約600万円の減、また、歳入では、負担金を除く歳入予算のうち、一般財源への充当額が約5,000万円増となったことによるものでございます。各市の負担金につきましては、11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は6,000万8,000円で、

前年度に比べ16万4,000円、0.3%の増でございます。増の理由は、浴場施設は前年 度に改修工事を行ったこと及び会議室の利用者の増加で増額を見込んでおります。ただし、 テニスコートについては、令和2年度改修工事を実施するため減額となっており、合計で 微増となっているところでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、予算額6億705万円で、前年度に比べ6,387万8,000円、11.8%の増でございます。増の理由ですが、主に事業系一般廃棄物(私車)の搬入量が前年度に比べ増加したことによるものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1ごみ処理費国庫補助金の165万円は、 焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度等の測定費用に対する国の補助金でございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

款 5 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 環境整備基金繰入金の9, 1 0 0 万円は、テニスコート等改修工事に4, 4 0 0 万円及び清柳園電気集塵機撤去工事に4, 7 0 0 万円充当するものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は4億円で、前年度に比べ300万円、 0.8%の増でございます。増の主な理由は、ごみ処理手数料収入の増加に伴い、負担金で 精算する私車処分費の精算額が前年度より増額となったことによるものでございます。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入は、予算額2億4,028万7,000円で、前年度に比べ2,842万円、13.4%の増でございます。増の主な理由ですが、節1の資源回収物売払及び節2の回収鉄等売払においては、単価及び資源化量の減により減額となっておりますが、節3電力売払及び次のページ、15ページに記載の節7その他雑入、説明欄のスポーツ振興くじ助成金4,413万7,000円などが増加したことによるものでございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は、予算額1億2,942万円で、前年度に比べ1,444万4,000円、10%の減でございます。減の主な理由ですが、節3職員手当等で、退職手当が減額となったことによるものでございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。

目2総務管理費は、予算額8,566万8,000円で、前年度に比べ112万1,000円、1.3%の減でございます。主な理由ですが、節12の委託料で、昨年度実施したホームページ変更作成委託及び子ども用DVD作成委託が減額したことによるものでございます。

なお、新規事業といたしまして、柳泉園組合設置60周年記念誌作成業務委託252万 5.000円を計上しております。

20、21ページを御覧ください。

目 3 施設管理費は、予算額 1 億1, 0 5 1 万9, 0 0 0 円で、前年度に比べ3, 8 1 6 万7, 0 0 0 円、5 2. 8 %の増でございます。増の理由は、節 1 4 工事請負費で、清柳園電気集塵機撤去工事4, 7 3 5 万8, 0 0 0 円の増が主な理由でございます。

続きまして、22、23ページを御覧ください。

目4厚生施設管理費、予算額が2億5,569万4,000円で、前年度に比べ2,956万1,000円、13.1%の増でございます。増の主な理由ですが、節12委託料で、指定管理者導入に向け予約管理システムを導入するための予約管理システム運用委託880万円及び節14に記載の昨年度実施した野球場ネットフェンス設置工事や厚生施設浴槽タイル等更新工事ほか2件の工事で約7,200万円減額しておりますが、新たにテニスコート等改修工事ほか2件で約9,600万円の増及び25ページ、節17備品購入費で、浴場施設のロッカー等の交換費として厚生施設備品購入が増となったことによるものでございます。

続きまして、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は、予算額1億9,295万9,000円で、前年度に比べ761万5,000円、3.8%の減でございます。減の主な理由ですが、定年退職及び普通退職による職員2名の減などが主な理由でございます。

次に、目2ごみ管理費、予算額が12億194万9,000円で、前年度に比べ2,396万2,000円、2%の増でございます。増の主な理由ですが、26、27ページを御覧ください。節11役務費で、運転係職員定年退職に伴い、運転係1名分の減を新たに人材派遣1名で対応する人材派遣業務548万8,000円の増、また節12委託料、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の変動費並びに消費税増税に伴い996万6,000円の増、また節18負担金、補助及び交付金、説明欄のクリーンポート電力需給計器用変成器更新工事負担金682万円の増が主な理由でございます。

次に、目3不燃ごみ等管理費は、予算額1億8,929万3,000円で、前年度に比べ37万4,000円、0.2%の減でございます。減の主な理由ですが、節10需用費の消耗品などが減となったことによるものでございます。

続きまして、28、29ページを御覧ください。

目 4 資源管理費、予算額が 1 億1,8 7 7 万2,0 0 0 円で、前年度に比べ 3 0 7 万3,0 0 0 円、2.7%の増でございます。増の主な理由ですが、節 1 0 需用費の修繕料(定

期点検)で、リサイクルセンターの定期点検整備費用が353万1,000円の減となっておりますが、修繕料(一般)のびん系列の補修などが477万6,000円の増、またリサイクルセンター空調設備更新工事が223万2,000円増となったことによるものでございます。

次に、目5し尿管理費、予算額3,131万9,000円で、前年度に比べ531万5,000円、14.5%の減でございます。減の主な理由ですが、節10需用費の修繕料(定期点検)で、し尿処理施設の定期点検整備補修費用が213万3,000円の減、また節12委託料のし尿処理施設運転業務委託207万6,000円の減となったことが主な理由でございます。

続きまして、30、31ページを御覧ください。

款5予備費、予算額が2億2,500万円で、前年度に比べ1,500万円、7.1%の増で ございます。増の主な理由ですが、事業系の一般廃棄物の持込み量が増加したことにより、 私車処分費の精算予定額が増となったことによるもので、私車処分費の精算予定額を除く 純然たる予備費は約1,200万円で、前年とほぼ同額でございます。

続きまして、32ページから35ページまでは給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、36ページには、債務負担行為に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

37ページには、地方債に関する調書で、こちらも内容は記載のとおりでございます。 補足説明は以上でございます。

〇施設管理課長(山田邦彦) それでは、末尾に添付してございます議案第13号資料、 清柳園の今後の対応についてを御覧いただきたいと思います。

清柳園の今後の対応につきまして、事務局として今回お示しをさせていただきました。

1の清柳園の現状につきましては、記載のとおりでございますが、定期的な見回りのほか、年末年始等の長期の休み明け、また大雨、地震等があった場合などは早めに確認を行ってまいります。また、清瀬市ごみ減量推進課に御協力いただきながら管理に努めてお

ります。

- (1)土壌調査ですが、記載のとおり、解体の際には土壌の調査と対応は必要になります。
- (2) 現状と今後の課題については、令和2年度に電気集塵機の解体を行う予定です。 2の今後の対応ですが、全体の解体にはかなりの金額が予想されるため、解体に向け、 関係市、東京都などと協議を行ってまいりたいと考えております。

3のまとめといたしまして、費用、解体方法等を含め、解体に向けて進んでまいりたい。 また、それまでの間も自然災害や安全性にも十分に配慮し、管理を行ってまいります。

○議長(三浦猛) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第12号、令和2年度柳泉園組合経費の負担金についてと議案第13号、 令和2年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方は 挙手にてお願いいたします。

○3番(村山順次郎) 簡潔にしたいと思ってはおりますが、22ページの厚生施設管理費の委託料の中に予約管理システム運用委託というのが含まれておりますが、ホームページ、インターネット経由で借りられるようになるのかなというイメージを持つのですが、スケジュールとかその概要をお示しいただきたいです。

もう1つは、26ページのごみ管理費の節18負担金、補助及び交付金ということで、 クリーンポート電力需給計器用変成器更新工事負担金682万円ということなのですけれ ども、クリーンポートと名のつくものが予算計上されるのが何でなのかというのがありま すので、この機器の位置づけというか、誰のものなのかというところも含めて、なぜ負担 金という名前がつくのかも含めて御説明いただければなと思います。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、予約管理システム運用委託についての概要及び スケジュールについて御説明させていただきます。

予約管理システムにつきましては、パソコンもしくはタブレット等から厚生施設の野球場、テニスコート、多目的室を含めた会議室、またプールの貸切りなどを予約できるようにしていただくシステムでございます。運用につきましては、年度明けに契約をさせていただいて、令和2年12月から運用開始を考えておるところでございます。

○技術課長(米持譲) クリーンポート長期包括運営管理事業に係ります電力需給計器用 変成器更新工事が含まれていないのはなぜかという質問でございます。

クリーンポート特別高圧受変電設備につきましては、クリーンポートのほか、他課にま

たがった不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター及びし尿処理施設に電力を供給していることから、当組合の管轄としております。また、余剰電力売払い及び電力購入をしていることから、電力需給計器用変成器につきましては、計量法に基づき、今回、有効期限が切れるため、更新工事をするものでございます。

○3番(村山順次郎) 事前の説明で、電力需給計器用変成器は電力会社と費用が折半に なるみたいな御説明があったのですけれども、そういう理解でいいのですか。何で折半に なるのかというのも含めてお答えいただければなと思います。

施設の予約システムのことは分かりました。これは当然、柳泉園組合ホームページから アクセスできるようになるのだろうと思うのですけれども、東久留米市もそうですが、一 定の日時や曜日、時間帯によっては集会施設、公共施設が借りられないという課題を持っ ていまして、今までは電話をするか足を運ぶかで借りられたものが、インターネット経由 で借りられるようになるのだろうと思うのです。

それからホームページの点でお聞きをしたいのですけれども、ぜひ3市のホームページとリンクを張ってほしいというお話を以前させていただきまして、東久留米市ではトップページを開きますと、左下のほうになるのですが、一部事務組合というボタンがありまして、そこを1回クリックすると、その下に柳泉園組合というリンクが張ってあるという状況なのですね。これはこれでとてもいいことだと思うのです。一方で、施設を借りたい、会議室を使いたいというニーズがある方が、東久留米市のインターネット経由での予約システムを見て、どこもいっぱいだなとなっていたときに、それを露骨に誘導するのは難しいと思うのですけれども、そこと関連性があるような、こういう会議室がありますよという、妙案は具体的に言えないのですけれども、ただ、そのニーズが柳泉園組合の施設でも使えるような連携、東久留米市のホームページ等の連携というのができないのかなという質問です。

もう1つ、ホームページがリニューアルされて非常にいいなと思っていつも眺めているのですけれども、昨年の予算の審査の際にアクセス解析も新しくなるという説明があって、ホームページの充実、改善のためにはアクセス解析の活用というのは非常に重要だろうと思うのですけれども、これというのは何かどういうホームページの見られ方、ページごとのアクセス数がどうかということもそうですが、そこのページに何分滞在しているのかとか、どこからリンクで飛んできてそのページにたどり着いたのかとか、柳泉園組合のホームページをずっと探していて、そこのページを見て帰っていった割合とか、ホームページ

上でどのページをよく見られているのかというのがアクセス解析で、多分お手元にデータがあると思うのですね。そこら辺の情報提供と組合の中での活用、そんなものが図られているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

一つお礼を申し上げておきたいのは、水銀を含む製品を持ち込まないでくださいという ことを書き添えてほしいとお願いしましたところ、書き添えていただいているようですの で、その点はお礼を申し上げたいと思います。

○技術課長(米持譲) 工事費の件でございます。工事費につきましては、当組合で電力 自由化により売電等を行っているため、費用につきましては新電力事業者、これから競争 見積り等の落札業者を介しまして、東京電力パワーグリッドと折半することとなってございます。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、予約システムの他の団体とのリンクについてで ございますが、私どもの予約システムはこれから導入させていただきますので、そのよう なことが可能かどうか確認をしながら進めていきたいと思います。

○総務課長(横山雄一) ホームページのアクセス件数でございます。こちらにつきましては、解析、分析できるような、何件見ているとか状態は分かるようになっておりますので、必要であればお出しすることは可能となっております。また、ホームページをリニューアルしてから、アクセス件数は全体的には増えている状態でございます。

ホームページの3市とのリンクでございますが、どのような形でリンクできるかは分かりませんが、3市と調整していきたいと考えております。

○3番(村山順次郎) クリーンポートの電力需給計器用変成器に関しては分かりました。 それで、ホームページの改善のところですが、アクセス解析のデータ提供については、 別途次の定例会までの間で御相談させていただきたいなと思います。情報発信、情報公開、 タイムリーな市民、周辺住民の皆さんへの情報発信としてホームページというのは重要な 役割があって、それをよりよくしていく、できる工夫をしていく意味では、このアクセス 解析というのは非常に重要な情報だろうと思いますので、内部での活用をぜひ図っていた だきたいと思います。

また、施設利用のところでの工夫、リンクの工夫もそうですし、あとは持込みごみについても、新たに転入してきた市民の方からすると、恐らくどこかに持込みできるのだろうけれども、どこに持ち込んでいいのか、柳泉園組合というキーワードを知らない市民の方は実際いらっしゃると思うのですね。そうすると、東久留米市、ごみと資源みたいな検索

ワードで柳泉園組合の持込みごみ、実際はどこにどう持ち込めるのかという要領を知りたい方が、東久留米市のホームページに入り込んで、どこをどう探しても、どこにどう持っていったらいいのか分からないというのは、なかなか電話して聞くとかしないと、分からない方は分からないと思うのですね。その意味で、東久留米市でいえば、ごみと資源の部分で適切に柳泉園組合のホームページに来れて、必要な情報が伝わるようなリンクの張り方、ここはぜひ関連、関係各所と御調整いただいて、必要な情報が市民に届くように工夫をしていただきたいと要望して終わります。

- ○議長(三浦猛) ほかにございますか。
- ○4番(後藤ゆう子) それでは、何点か質問させていただきます。

10ページ、11ページの歳入のところです。使用料の総務使用料、行政財産使用料についてお尋ねいたします。

清柳園の説明の中で、清柳園は清瀬市と行政財産使用契約を毎年結んでいるという説明があったと思うので、これがそれを示しているのかと今思っているのですけれども、この内容について、毎年少しずつ減っているようなのですけれども、この行政財産使用料についてもう少し説明をお願いいたします。

それから、18、19ページの総務管理費の新規事業の柳泉園組合設置60周年記念誌 作成業務委託についてお尋ねいたします。

記念誌、きちんと歴史のようなものを記録しておくことは大切なことであると認識していますが、この252万5,000円が価格的にどうなのかは私は判断しかねるのですけれども、この記念誌をどこに、どのようなものでどれぐらい、何冊とか、もう少し、どこに設置するのかというのをお示しください。

それから、次の20、21ページの施設管理費の使用料及び賃借料の、少しお尋ねしたかったのが、電話機借上料が昨年が20万5,000円だったのが、今年度は160万6,000円と金額が一気に8倍近くなるので、この理由をお聞かせください。

それから、その下の清柳園電気集塵機撤去工事、これは最後の資料の今後の対応のところに、令和2年度前半に解体を予定しているということで、前半ということは9月中までに撤去されるのかという確認と、これを撤去してしまえば、一定喫緊の課題のようなもの、その後、9月、10月の台風シーズンに入ったときにも取りあえず心配することはないのか。私は見学させていただいたときに、たくさん籠があったり、フェンスの状態も、ひょっとしてもう一回、台風19号並みに大きな台風が来たときに、何かないのかという

のが分かる範囲でいいのですけれども、今のところそういう危険はないのかどうかという のをもう一度改めて確認させてください。

最後が、33ページの給与費明細のところでお尋ねしたいのが、33ページの中段の右のほうに初任給というのが書いてありまして、これを見ておりましたら、昨年の柳泉園組合の高校卒の初任給よりも、今回の資料だと1500円減額されていて、大学卒は変わらないのですね。国のほうは去年と比較すると、高校卒は2000円高くなって、大学卒は1500円高くなっているのですけれども、柳泉園組合では高校卒の初任給が151500円が急に安くなっているのは何か理由があるのかというのをお尋ねします。

この間、この1年ぐらいの間に再任用職員で予定していた人が急に辞めるということもあったり、また今回も補正が出たように、年度途中で退職者があるというと、30人ほどの職員の中で急に辞めてしまうとなりますと、いろいろ安定的な運営とか、あとはやはりノウハウを持った人とか経験値がある人がいなくなってしまうのは、私としては残念だし、少し危惧されることですね。全然これと関係ないのかもしれないのですけれども、職場の状況でひょっとしてこういうのも影響があるのかと思ったので、お尋ねします。

〇総務課長(横山雄一) それでは、まず行政財産使用料についてでございます。

こちらにつきましては、例えば自動販売機の設置、または厚生施設の軽食堂の行政財産などの手数料がこちらに記載されております。なお、清瀬市につきましては、行政財産の許可をしているのですが、減免で対応しているところでございます。

次に、60周年誌の冊数ですが、こちらにつきましては約1,500冊作る予定となっておりまして、各市の情報公開コーナーですとかに置かせていただく予定となっております。なお、こちらの事業につきましては、40周年誌以降の20年間につきまして起こった出来事等を編さんさせていただきたいと考えております。

また、給与費明細の高校卒の金額ですが、大変申し訳ないのですが、今お調べしている ので少々お待ちいただければと思います。

○施設管理課長(山田邦彦) 2 1 ページの使用料及び賃借料、電話機借上料についてまず御説明申し上げます。

現在、組合で使っております電話機がリース期間を過ぎまして、再リースを重ねまして、 いよいよ修理の部品がなくなったということで、今年度までにつきましては再リースの金 額ですので議員御指摘のように安価で済みましたけれども、来年度から新規ということで このような金額になっております。 清柳園電気集塵機撤去工事の実施時期でございますが、議員御指摘のとおり年度当初から行いまして、9月前ぐらいには終わる予定、できれば夏頃には終わることを考えております。その後の雨等の災害についてどうかということなのですが、いろいろ専門の方に確認いたしましたところ、昨年の豪雨などを見ましても一番危険なのが油ということでございます。大量の油がもし漏れますと、その後に処理が大変ということですので、このところで中のツタ、木等を伐採させていただきましたので、どのようなところに油があるのかないのか確認をさせていただいて、もしあった場合は早めに撤去するようにしたいと思います。次に危ないのは浮いてしまうもの、水に浮いて流れてしまうようなものが危ないという御指摘もいただいていますので、同様に内部にそのようなものがないのか、また確認をして、もしあった場合はそれなりの措置をさせていただきたいなと考えております。

○4番(後藤ゆう子) ありがとうございました。

行政財産使用料は自動販売機等だということは分かりました。清柳園については、減免ということは、先ほども管理のほうも清瀬市ごみ減量推進課の協力によりということで、特に使用料は取っていないということが分かりました。これは今までもそういう経緯で来たのでしょうから、今のところそういうことになっているということは理解しましたというところで今日は終わりにします。

記念誌が1,500冊で各市の情報公開コーナーに配置されることも分かりました。電話機が新規のリース価格になって、8倍ほどになったということも分かりました。

清柳園は9月前、夏頃までには撤去を終えたいということで、これは何度も繰り返しになりますけれども、なるべく早くお願いしたいということと、あと、油というのは私は全然、籠の飛散とか、フェンスが倒れたり、何かが舞い上がるという危険性ばかり考えていたのですけれども、油の危険性があるというのは少し驚きましたし、昨年の豪雨で九州のほうでも油の被害で甚大な被害を周辺に及ぼしたというのもニュースになっていますので、ぜひこれもきちんと調べていただいて、適切な処理に努めていただきたいと思います。また何か分かったら、ぜひ議会のほうにも御報告いただければと思います。

繰り返しになるのであれですが、清柳園のほうでも、とにかく新たな事故がないように、 これだけは何度も繰り返しになりますが、要望させていただきます。

初任給のことはまた分かったらで構いませんので、また教えていただければと思います。 〇議長(三浦猛) ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

○5番(森しんいち) 2点ほどお伺いします。

23ページのテニスコートの改修なのですけれども、この改修内容は先ほど地面の人工 芝の張り替えみたいな、たしかそんな話だったと思うのですけれども、これは張り替えで すか。現状も同じ状態でそれを張り替えるという認識でいいのかということと、それと今 後、これを張り替えた後も、毎年メンテナンスに幾らか予算を組んでいかなければいけな いようなものなのか、もう1回張り替えたら次の張り替えまで何も予算的にはかからない のかというところを教えていただければと思います。

それと、その上にプール棟の空調設備の更新と、29ページの工事請負費のところにリサイクルセンター空調設備の更新とありますけれども、この空調設備の更新をすることによって今よりも快適になるのか、よくなるのか、今と同じような状態のものをこの工事で取り替えるだけだということなのか、そこのところを教えてください。

それとあと、戻って23ページ、先ほども少し質問が出ていましたけれども、予約管理システムの運用なのですけれども、先ほど御説明の中に指定管理者制度をにらんでこれを今回やるのだというような御説明があったかと思うのですが、指定管理者制度に向けて、例えばプールやお風呂やテニスコートもそうでしょうけれども、今一生懸命改修して、いい状態にして指定管理者制度を始めようという、そういう気持ちなのかなと私は理解しているのですけれども、この予約管理システムに関しては新たにやる事業ですよね。そうすると、これは本当に今やるのが正しいのか、もしくは指定管理の業者が決まってから指定管理の業者の知恵もいただきながら、いい管理システムを設置したほうがいいのかということも考えられると思うのですけれども、なぜこれは今なのかというところをお答えいただければと思います。お願いします。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、まずテニスコートの件から御説明させていただきます。

テニスコートにつきましては、現在はクレーコートでございます。ですので、人工芝は 新規で敷設させていただくことになります。メンテナンス費用につきましては、今、業者 と確認をしている中では、年に50万円ぐらいかけて砂の入替えと、あと、固まってし まった砂などを細かくしたほうが、もちとしてはよくなるのではないかというお話はいた だいておりますが、何分、元も高額ですので、それをやるのがいいのか悪いのかはこれか ら課内で検討させていただいて、できればやらせていただいて長もちさせたほうがいいの ではないかなと考えているのですが、これから検討させていただきたいと考えております。 あと、プールの空調機でございますが、今年度も空調機の更新をさせていただきまして、 その残りをやらせていただくということで、特に今以上に快適になるということではございません。もう部品がなくなりまして修理が効かなくなる時期に来ておりますので、新たに更新をさせていただくということでございます。

それから、予約システム、なぜ今なのかということでございますが、と申しますと、本来であればもっと早くてもよかったのかなと思うところでございますが、延び延びになってきましたので、指定管理と絡んでもいるのですけれども、事務方としてはもっと早くやりたかったですし、今の時期がいいのではないかなということでさせていただいているところでございます。何分、テニスコートなど非常にたくさんの方に利用していただいているので、どうしても西東京市の方ですとか、東久留米市の池袋線の方たちなどはなかなか予約は来ていただけないような状況でございますので、予約システムを入れることによって、広く市民の方に御利用いただけるようになればと考えております。

○資源推進課長(濱野和也) 29ページに書かれておりますリサイクルセンターの空調 設備更新工事に関してですが、リサイクルセンターも平成5年から稼動以降、空調設備に 関しては更新は過去に1回、10年ほど前に実施しております。それを今回、令和元年度 から3年度という形で計画をしまして、空調設備の室外機や室内機の物を交換していく予 定になっております。

ちなみに、令和元年度におきましては、小学生を含めまして多くの方々が見学されますので、見学者通路やエントランスの空調設備の更新工事を実施しました。なお、令和2年度におきましては、あの中で資源回収物等を取り扱っていますびん系列のところの室内の空調設備を交換することによって、働いている方々の作業環境をよくするという意味もありますし、あとはやはり物が大分古くなっておりますので、部品調達が困難ということで、令和元年度からこのような形での更新工事を実施しているところでございます。

○5番(森しんいち) ありがとうございます。

テニスコートですが、今回やる工事費が非常に高いです。それで実際これをやって、何年ぐらい改修しないでそのまま使えるような、メーカーや工事業者のほうから、どれぐらい使えますよという耐用年数を聞いているのであれば、お示しいただきたいと思います。

あと、予約管理システムですけれども、これまでずっといろいろとそういうものをやりたかったのだというのは分かりましたけれども、先ほど別の方の質問でもありましたけれども、例えば予約システム、パソコンが使える方ばかりではなかったり、逆に電話のほうがよかった、今までのほうがよかったという声も絶対出てくると思うのですよ。それと、

当市なんかの場合ですと、市内で予約システムの場合、公共施設のあちこちにパソコンがあるのです。だから、そのところへ行くと、予約システムを、自分の家にパソコンがなくてもそこへ行って予約することができたりするのですけれども、なかなか柳泉園組合の場合だと、そういうのが難しくて、これ、多分導入しても、自宅にパソコンのある人が主に使えるような形、もしくはここに来て、ここのパソコンで予約して帰るということになってしまうのかなと思うのですけれども、そこら辺もどのように考えていらっしゃるのかということを少しお伺いしたい。

あと、空調設備は分かりました。基本的には今までと同じようなものが、今までのものが を朽化してきたから更新するということだということですね。

あともう1点、本当にくだらない質問で申し訳ないのですが、25ページのロッカーの 交換なのですけれども、ロッカーの交換で古いロッカーの処分費というのは、どういうふ うに考えていらっしゃるのでしょうか。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、まずテニスコートのことでございますが、今回、初期ということで少しお高くなっておりますが、業者のほうでいただいている耐用年数は 1 0年から15年と聞いております。仮に今、15年後に更新する場合ですと、5面で約2,000万円ぐらいかかるということで、テニスコートのいわゆる芝生の部分だけ見ますと2,000万円ぐらいということです。ですので、基礎の部分ですとか、フェンスですとか、側溝ですとか、そのようなものを全て含めまして、今回予算要求させていただいた金額になるということでございます。

予約システムの件につきましては、またその辺は調査研究させていただいて、少し勉強 させていただきたいなと思います。

あと、ロッカーの処分でございますが、基本的には持ってきた業者に、新しいものを入れた業者の方にお引取りいただくという形の契約にしていきたいと考えております。

O5番(森しんいち) 分かりました。ありがとうございます。

テニスコートに関しては、今回、これだけお金をかければ次の更新のときにはやらなくて済むような部分もあるということで、10年、15年後に更新が来ても、また9,000万円近くかかるわけではないと理解をしました。

ロッカーに関しましても、柳泉園組合だからここで処分しろということではなく、業者 に持ち帰らせる、入れ替えさせるということで理解しました。ありがとうございます。

○議長(三浦猛) ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

○6番(稲垣裕二) 何点かお尋ねをさせていただきますが、まず1つ目、今、森議員からも質疑がありましたテニスコートについてです。

今回、予算書で8,896万5,000円ということで改修費が出ています。内訳を見ると、基金で4,400万円、残りが4,413万円がスポーツ振興くじの助成金という内容であります。それで、スポーツ振興くじの助成金の中身についてお尋ねをさせていただきますが、午前中お尋ねをしたときに、芝の新設に係る補助で申請していますよということでしたので、このスポーツ振興くじの事業に係る上限申請額が一体幾らなのか、これについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、19ページになりますが、地方公会計の標準ソフトウエアということで今回予算が少し出ていますが、以前も少しお尋ねをさせていただきましたが、柳泉園組合で地方公会計の取組についてです。固定資産台帳の整備について、一体今、どこまで進捗をしているのか。それから、日々仕訳を含めた日常業務としてどこまで進めようという認識をお持ちになられているのか、この点についてお尋ねをいたします。

次に、12ページの繰越金、そして30ページの予備費に関連してです。御説明は少しいただいたのですが、私車処分費のことについて、改めてその数字をお教えいただきたいと思います。繰越金の中に、私車処分費というのは一体幾ら入っていて、そしてまた予備費のほうには幾ら入っているのかですね。結局、年度をずれて動いているので、科目としてないので金額が分からないのです。それなので、改めてここについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

最後に、基金についての考え方をお尋ねさせていただきます。

1つ目としては、退職金に関するものであります。以前提示をさせていただいた定員管理等の数字を見ていきますと、令和 6 年度から毎年度退職者数が一定数出ていくということでございます。令和 6 年度から 1 名ずつ、あるいは年度によっては 2 名、ずっと続いて退職者、いわゆる定年退職者が出ていきますが、退職基金の積立ての考え方ですね。今年度4,000万円を積立てをいたしていますけれども、これについての基本的な考え方、どういう形で今年度4,000万円、あるいはどれぐらいが必要なのかという見方をしているのかについてお尋ねをいたします。

もう1つが施設整備基金についてです。これについて、今回の予算書上では基金残高が本年度末見込みが約6億1,000万円ということでございます。この間の質疑でも、不燃・粗大の施設について計画して、これを作っていかなければいけない、改修していかなけ

ればいけないということでございますので、一体この施設整備基金をどれぐらいまで積み上げていかなければいけないのか。改修工事、新設工事となれば相当な額になると思うのですが、一体この施設整備基金について、どこを目途として取り組んでいくのか。

また、施設整備基金だけでその事業に対して取り組むのか、起債をどうするのか、関係 3市への負担金をどういう考え方を持っていくのか、そのことによって基金の残高を目標 をどうするのかということがおのずと見えてきますが、これについての考え方もお教えい ただければと思います。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、スポーツ振興くじ助成金の助成対象経費について御説明させていただきます。

私どもの施設の場合は新規事業になりますので、6,000万円が限度額と伺っております。そのうちの5分の4が補助対象額ということになろうかと思います。

○総務課長(横山雄一) それでは、まず1点目、公会計システムの関係で、財務処理の 関係でございます。

こちらにつきましては、当組合としては期末に一括処理を行いまして作成している状況でございます。固定資産台帳についても作成しております。なお、現在、財務諸表を作成いたしましてホームページ上で公開をしております。現在につきましては活用までには至ってない状況でございます。

続きまして、予備費の私車処分費の関係でございます。私車処分費につきましては、負担金の精算のために計上しているものでございます。その金額ですが、予算資料の24ページを御覧ください。

繰越金に入ってございます令和 2 年度の私車処分費につきましては、 2 億1, 9 5 0 万 4, 0 0 0 円となります。なお、予備費につきましては、中段、欄外に予備費、私車処分費として 2 億1, 2 4 6 万5, 0 0 0 円が含まれているところでございます。

次に、基金の関係でございますが、まず退職給与基金の積立ての考え方でございますが、 今後の退職者数を考慮して定期的に積立てを行っている状況でございます。退職手当必要 額を算出し、不足がないように、また、さらには普通退職にも対応できるように1名分程 度の金額を考慮して積立てを行っているところでございます。

施設整備基金についてでございますが、剰余金が出た際に積立てを今まで過去に行っている状況でございますが、目途につきましては、現時点で明確な数値は設定しておりません。今後、不燃・粗大ごみ処理施設、またクリーンポートなどの更新の金額によって明確

にすることはできると思いますが、現時点では明確なものはございません。ただし、更新につきましては、多くのお金を要することでございますので、積み増しは必要であると考えているところでございます。

○6番(稲垣裕二) 御答弁をいただきました。順番にお尋ねをさせていただきます。

まず1点目です。スポーツ振興くじについては、申請限度額が6,000万円ということで分かりました。それで、今回の予算計上上は4,413万円と、こういうことです。僕の認識がもし違っていたら、それは違うとおっしゃっていただければ結構なのですが、総事業費に対しての5分の4だったような気がしたのですね。そうすると今回8,800万円で、申請をしようと思えばもっと申請ができるはずだと思うのですよ。

認められるかどうかはまた別の話としてですね。それをなぜマックスまで申請をせずにかなり手前のところで抑えているのか。逆に言うと、なぜ基金をこれだけそこに投入するのかですね。私の認識が違っていたら、それは違うよとおっしゃっていただければそれで結構なので、この辺について改めてお教えをいただけたらと思います。

それから、公会計について、現在は期末一括ということですね。たしか以前もそのようにお答えをいただいている。いずれはどこかの段階で、この台帳にしろ、方法にしろ、やはり有効な手法にしていかなければいけないのだろうなと思っていますので、またこれは折を見ながら質問を重ねていきたいなと思っています。施設整備を含めても、単館のコストがどうなっているとかということを目で見えるような形でやはり提示をしていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

それから次に、私車処分費についてです。今御説明をいただきましたように、繰越金の中に2億1,900万円が入っていて、この予備費のほうに約2億1,200万円入っていて、年度の違いがあるから両方違うところに出てくるのですよ。それが前回のとき見ましたけれども、よく分からないのですよ。私車処分費だから最終的には各構成3市の負担金と相殺するのですよ。そうすると、予算書上は正確な各市の負担金というのがよく分からなくて、相殺された額が出てきて、何で相殺されるのかというと、私車処分費で相殺されるのだけれども、予算書上は私車処分費は出てこなくて、しかも年度の違うものが繰越金に入っていて、近いほうが予備費に入っていてということになるので、前回も申し上げたのですが、令和2年度の予算編成には当然間に合わないでしょうと。だけれども、その在り方についてはやはり検討すべきではないのですかということを申し上げたのですね。そのことについて、これまで検討されたかどうか。要は言いたいことは、公共団体として、地

方自治法でいえば第210条の総計予算主義、あらゆる収入と支出をきちんと記載しなさいよと。それから言うと、記載できていないのではないですかというふうに私から見ると見えてしまうのですよ。なので、その辺の議論が一体どうなっているのかについても改めてお尋ねをさせていただきます。

それから、退職基金についてです。今回も補正予算で895万円でしたかね、退職基金で充当しているということです。このベースとなる考え方が、例えばいわゆる定年退職者 1名については、通年の予算で回して増えた部分を退職基金で充てるという考え方もあれば、全てを退職基金で充てるという考え方もあると思うのですが、基本的に柳泉園組合としては通年の予算から充当するという考え方を持たずに、退職基金で退職金を全て賄うという考え方なのかなというふうに今聞こえたのですが、それでいいのかどうなのか。合っている、間違っているということではなくて、その考え方を改めてお尋ねをします。

それから、施設整備基金については、やはり計画がないから目標額が定まっていないという、多分そういうことなのです。そうすると、元の議論になると、廃棄物の一般処理計画なんかができていないがゆえに改修計画もできないし、結果、施設整備基金の積み上げをどうするのだという、本当はそういう議論もあってしかるべきだと思うのですが、その辺については計画をしっかりとつけて、清柳園についてもそうなのですが、しっかりとこの先どうするのかというロードマップ、自らがロードマップという表現を使っているわけですから、この辺についてお示しをいただきたい。これは意見ですので、そういうことだけを申し上げさせていただきます。

それと議長、1点だけ確認をするところがあるのでよろしいですか。

○議長(三浦猛) はい。

○6番(稲垣裕二) 勉強会的になってしまって大変恐縮なのですけれども、予算資料の26ページに長期契約の一覧というのが出ているのですね。すみません、大変初歩的なことをお尋ねして申し訳ないのですが、長期契約は、私なんかの一般的な考え方からいうと、例えば後藤議員からも御質問が出ていましたけれども、電話の借り上げ料だとかについては、債務負担で今年度、最初に担保を取って債務負担を設定するのですけれども、これを見ると別にそういう形ではないので、債務負担みたいな形で最初の担保を取らずに長期契約みたいなことをしているので、こういう表現の仕方をしているのでしょうか。その辺の作り込みがよく分からなかったので、技術的なことで大変申し訳ないのですが、この表の見方ということでお教えをいただければと思います。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、スポーツ振興くじ助成金につきまして、なぜ 6.000万円マックス申請しなかったのかという問いについてお答えさせていただきます。

実は今回のこの工事の中には、フェンス、それから側溝、更衣室、そのようなもの全てが工事の中に入っております。しかし、日本スポーツ振興センターのほうでは、今回の人工芝新設につきましては芝の部分だけが助成の対象ということになっております。ですので、予算の総額として8,800万円ございますが、その中で芝生の部分だけを申請いたしておりますので4,400万円ということになります。ですので、仮に6,000万円マックスで申請しましたら、これは違うよということで切られて返ってくるということを、担当のほうでも日本スポーツ振興センターのほうと電話等で確認しながら申請をさせていただいた次第でございます。

○総務課長(横山雄一) それでは、まず1点目の私車処分費の在り方についてでございます。

こちらにつきましては、当組合の負担金を計算するための方法を長年このような方法で 取決めを行っていて、3市合意の上でこのような方法で現在まで行っている状況でござい ます。そのような意見もあることを今認識しまして、関係市と協議し検討していきたいと 考えているところでございます。

次に、退職給与基金の関係でございますが、こちらにつきましては、退職手当全額を基 金で賄うような計画を立てているところでございます。

続きまして、電話機の借り上げの関係でございます。こちらにつきましては、長期継続契約ということで契約を結んでいるものでございます。債務負担行為は組まずに、長期継続契約ということで、条例で定めているものに関して契約を行っているところで、債務負担とは異なるものでございます。

○6番(稲垣裕二) 御答弁いただきまして、スポーツ振興くじも分かりました。多分そういうことなのかなと思いました。

一番怖いのは、最終的にこれを認めなかったときですよね。そうなったときに、四千数百万円が入ってこないという事態も可能性としてはなきにしもあらずなわけです。そのときに、ではどう対応するのかという話になると、かなりの金額になるので、環境整備基金の残額から見てもいっぱいいっぱいのところまでになってくるのだと思うので、この取扱いについて、先様が決めることですから、今この場でとは思いませんが、万々が一ということも想定しながら予算運営上は進めていただきたいなと思います。

それから、退職基金のことについても分かりましたので、それについては今後、令和6年度から毎年毎年、いわゆる定年退職者が連続して続いていくということですから、しっかりとそれに備えていただきたいということを申し上げておきます。

それから、長期継続についてはそういうことなのですね。分かりました。ということは、 リース契約等を結んでいても、翌年度以降の予算措置上の担保は取らずに契約だけしてい るというふうに理解しておいていいのでしょうかね。再度、これだけ確認をします。

それと、私車処分費のことですね。3市の皆様方で合意をずっとしてやってきているのだからというのは、それはテクニカルの面としては私はよく分かりますし、お金に色があるわけではないので、一定行為でやるのだから、現実的なお金の動きとしてはそれはそうなのかもしれないけれども、予算書上の在り方としての考え方です。

最後、これを確認すると先ほども言いましたけれども、地方自治法第210条です。 あるいは地方財政法第3条でもいいですよ。どちらでも構いませんけれども、例えば地方 自治法第210条でいえば、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを 歳入歳出予算に編入しなければならない。」となっていますよね。そうすると、この予算 書はそれが満たされてるのでしょうか。あるいは地方財政法第3条で、全ての資料に基づ いて合理的に作成された予算書になっているのでしょうか。このことについての見解をお 尋ねいたします。

○総務課長(横山雄一) まず初めに、長期継続契約に関しましては、地方自治法第 1 6 7条の17の規定に基づきまして、当組合でも条例を定めております。その条例に基づいて契約をしているところでございます。

次の総計予算主義の関係でございますが、現在まで当組合といたしましては、予算資料等にも記載しておりましたので、それで足りているという認識でおりましたが、稲垣議員おっしゃるとおり、そのような意見があることを再度認識しまして、今後検討していきたいと考えております。

○議長(三浦猛) ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

○8番(山崎美和) お願いします。1点で、負担金以外の自主財源を確保していく上で確保に努めていくということが冒頭言われていたと思うのですけれども、それがこの収入でいうと雑入の部分になるのでしょうか。基本的で申し訳ないのですけれども、そこから少しお伺いした上で、この雑入の部分が先ほどの御説明でも、総額では予算が上がっていますけれども、それはスポーツ振興くじで上がっているだけで、実際には資源回収物売払

いですとか、鉄などの売払いですとかは減っているということもおっしゃっていました。 電力売払は上がっているという形なのかなと。でも、その後の自動販売機の事務費も少し 下がっていますよね、前年度の予算と比べると。そういうのを考えると、結構自主財源の 確保というのは難しいことなのかなということを想像するのですけれども、それについて の今後の見込みですとかのお考えをお伺いしたいと思います。

○総務課長(横山雄一) それでは、歳入の自主財源についてでございます。

当組合におきましては、施設使用料やごみ処理手数料、議員おっしゃっていたとおり、 雑入のところが当たると思われますが、確保という面につきましては、施設使用料におき ましては、利用者の増をPR等により引き続き行っていくこと、ごみ処理手数料について は、当組合からどうするということは少し難しい部分がございます。

また、雑入につきましては、資源回収物売払、回収鉄等売払につきましては、こちらに つきましても社会経済の動向により、かなり増減がございます。電力売払につきましては、 効率的な運転をすることによって電力の売電量を確保することができると思われますので、 そちらは担当のほうで努力しているところでございます。

○8番(山崎美和) ありがとうございます。

ごみの手数料、持込みで1キロ38円というのは、これは処理費がかかる分を受け取っているのかと思ったのですけれども、それによってやはり多少の財源として収入になる部分があるということでよろしいのでしょうか。それはどれくらいの収入になるのかというのがもし分かれば。(「今は……」と呼ぶ者あり)分からない。分かりました。

あと、資源回収物売払いの単価が減り、搬入量も減っていてというお話でしたけれども、 具体的に言うと、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、生びんがありますけれども、増 えているもの、減っているもの、いろいろあるのでしょうか、それとも一定のものが減っ ているのか、もしその内訳が分かれば教えてください。

○資源推進課長(濱野和也) 資源回収物売払いの金額の変動に関してなのですが、実は 先ほど総務課長のほうからも言われたとおり、社会情勢の関係で、いろいろやはり物に よって単価の増減が大きいものがございます。例えば資源回収物の中には、アルミ缶、ス チール缶、ペットボトル、あるいは磁選機回収鉄というものがありまして、柳泉園組合で は3か月置きに年4回入札を行って業者を決めています。その中で、例えばアルミ缶です と、平成31年度におきましては、1回目から2回目、3回目と単価は落ちていますが、 4回目には3回目よりも上昇したと。あるいはスチール缶ですと、1回目、2回目、3回 目と下がって、アルミ缶と同じように4回目が上がっているという形で、ずっと上がっているものも年度によってはありますし、下がり続けてるものもございますので、なかなかその辺、予測を立てるのは難しい状況でございます。

○8番(山崎美和) ありがとうございます。各自治体の負担金が少しでも減っていくようにという上で、こういう自主財源を何とか確保していくということはとても大事なことだと思うので、いろいろ入札ですとかも苦労してくださっているということを今伺いましたけれども、あと、搬入量を増やしていくためには、例えばこういうペットボトル、アルミ缶というのも、各市が協力していっぱい缶を持ってくれば、それで売上金が上がるということですよね。だからそのようなことも各市にさらに言っていくことで、それが負担金が下がってくのだよということもぜひアピールしていっていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○議長(三浦猛) ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

○1番(野島武夫) テニスコートで1点質問で、メンテナンスのほうで答弁を聞かせてもらって、まず、現状、クレーコートだというので、クレーコートもある年数たつと土の入替えが必要になったり、やはりメンテナンスが必要で、稼動日数がメリットになるのかな。こういう人工芝、オムニコートと言われるものは、雨が降っても、ある程度の期間を置いたらクレーコートよりも早くプレーができる。そしてまた、クレーコートだと雨が降ると、こういう凸凹ができて、ローラー掛けをしないとボールがイレギュラーしてしまうとか、いろいろな課題がある中、オムニコートというのが今、自治体のいろいろなテニスコートで多く採用されているのかなと思うのですけれども、その辺の導入のメリットないしは利用者の声とか、そういうものを確認させていただきたいという、まずお願いしたいのですけれども。

○施設管理課長(山田邦彦) 砂入り人工芝のコートの導入のメリットということだと思うのですけれども、議員おっしゃるとおり、まず利用する住民の方の利便性が上がるということが一番のメリットだと考えております。現状のクレーコートですと、当然、雨が降っているときは使えません。その後にメンテナンス、手入れをしないといけませんので、1回雨が降ると二、三日使えないこともございます。過去には1か月のうち20日間、雨で使えなかったという月もございました。それが今のところ確認しておりますと、基本的に雨が降っていなければ使える、多少雨が降っていても使える、雨が上がれば使えるということを聞いておりますので、テニスコートを利用されている住民の方、市民の方にとっ

ては、その辺が一番大きなメリットになるのではないかなと思っております。

○1番(野島武夫) ありがとうございます。

メリットという確認で、私も少しテニスをしていまして、そういう中で清瀬市とか西東京市は人工芝のコートが多いので、東久留米市はクレーコートがほとんどで、1面オムニコートができて利用者も喜んでいるところなのですけれども、清瀬市や西東京市のテニスコートに誘ってもらって行ったりして、本当にすぐプレーができるなと思いながら、そういう中でメンテナンスが大切だなと思っています。先ほど答弁でも、毎年50万円ぐらいで砂を入れなければいけないのかな。ぜひともしてほしいという要望なのですけれども、テニスの場合はサーブをする位置とか、守るポジション、コートの使う部分がある程度、非常にコートの中で人工芝がはげやすい、ないしは砂がなくなるのか、滑りやすくなったり、滑るというのは違うのか、砂が適度にないと、プレー中、転倒の危険があるとか、いろいろなのがあって、先ほどの答弁でも毎年50万円ぐらいかけてメンテナンスをしていきたいという形の答弁があったのですけれども、いろいろな転倒防止とかそういうものを考えると、やはりその辺のメンテナンスもしっかり維持していくためには必要だなという、要望になるのですけれども、ぜひともその辺も考えて、はげやすい部分とかそういうところは特に決まっていますので、その辺は業者と相談しながら対応をお願いしたいと思うのですけれども、その辺のお考えを。

○施設管理課長(山田邦彦) ありがとうございます。

確かにメンテナンスをきちんとしますと、結果、長もちするということもあるかと思いますし、また、議員御指摘のように利用者の方のけがの防止などにもつながるということもあるかと思いますので、極力長い間使えるようにメンテナンス等を行っていく方向で検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長(三浦猛) ほかに質問ございますか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(三浦猛) それでは、先ほど後藤議員に対しての御答弁保留になっていたものがありますので、その答弁があります。
- ○総務課長(横山雄一) 大変遅くなり、申し訳ございませんでした。

予算資料の33ページの給与費明細書の中段、(3)のイの初任給についてでございます。こちらにつきましては、大変申し訳ございませんが、前年度の記載に誤りがございました。大変申し訳ございません。

- ○3番(村山順次郎) 今年度の資料は合っているのですか。
- 〇助役(鹿島宗男) 今年度の資料は合っております。
- ○議長(三浦猛) よろしいですか。

それでは、以上をもって議案第12号、令和2年度柳泉園組合経費の負担金についてと 議案第13号、令和2年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

これより議案第12号、令和2年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論をお 受けいたします。討論がある方は挙手願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 討論省略と認めます。

これより議案第12号、令和2年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。 原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第12号、令和2年度柳泉園組合 経費の負担金については原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和2年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいたします。

- ○3番(村山順次郎) 基本的に原案に賛成する立場でございますが、一言だけ。この定例会の中だけで考えましても、条例の改正漏れの点は指摘をさせていただきましたし、今ほどの昨年の資料がということではあるのですけれども、適切ではないなと感じております。前定例会に引き続いて、同じことになってしまうのですけれども、十分御留意いただいて当たっていただきたい、対応いただきたいということを心からお願い申し上げて、討論といたします。
- ○議長(三浦猛) ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三浦猛) 以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第13号、令和2年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。 原案に替成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(三浦猛) 挙手全員であります。よって、議案第13号、令和2年度柳泉園組合 一般会計予算は原案のとおり可決されました。 -

○議長(三浦猛) ここで職員をして、令和2年度柳泉園組合議会定例会日程予定表を配付させます。

暫時休憩いたします。

午後 4時31分 休憩

午後 4時31分 再開

○議長(三浦猛) 休憩を閉じて再開いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和2年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 4時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 三 浦 猛

議 員後藤 ゆう子

議員森 しんいち